

昭和二十五年三月八日(水曜日)午前十時五十一分開会

○公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○財政法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○米國對日援助物資等處理特別會計法案(內閣送付)

○配給公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案（内閣送付）

- 相續稅法案(内閣送付)
- 資産再評價法案(内閣送付)

○所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。本日は先ず公

認会計士法の一部を改正する法律案を議題といたしまして御審議を願います。先ず政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(伊原隆君) 只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明いたします。公認会計士制度は、昭和二十三年七月六日公布された公認会計士法によつて設けられたものでありますが、我が国としては全く新しい制度でありましたため、その運用については、尙考慮の余地が少くなかつたのであり

この眼目といたします点は三点であります。先ず第一点といたしましては、大蔵大臣の諮問機関であつた公認会計士審査会を廃止して、新たに大蔵省の外局として公認会計士管理委員会を設け、専ら公認会計士法に関する事務を執行せしめることとした点であります。

この公認会計士管理委員会は五人の委員を以て構成することとし、委員はすべて公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから任命し、委員長は委員の互選によるものとしたしております。

第二点は、公認会計士でない者が報酬を得て財務書類の監査証明の業務を営むことを禁止していた規定を廃止した点であります。これにより、誰でも監査証明の業務を行うことができることとなつたのでありますが、公認会計士でないものは公認会計士と誤認されるような名称を使用することはできないことになっております。

第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、又計理士の名称を使用するのも昭和二十

尚、この機会にこれらの三点の外、外国公認会計士の取扱、第二次試験合格者の実務補習の取扱等の諸点について規定を整備いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことを希望いたします。

○理事（黒田英雄君） 御質疑のおありの方は御質疑をお願いいたします。

○西川甚五郎君 このシャープ使節団の勧告というものはどういう内容ですか。

○政府委員(伊原隆君) シャッブ使節団の勧告は、御存じの通り税制について主な勧告がいたしてあるのでありますが、会社経理を明確にするということが大事であるということで、公認会計士制度に対する勧告が中に入っております。その主な点は只今申し上げますように、第一は、計理士から公認会計

士になりますときにいわゆる選考試験で公認会計士になり得る途として、先般そういう法律が制定になつておつたのでございますが、これについて批評を加へまして、公認会計士というのは非常に高い水準のものでなければ

れられたわけでもあります。第二は、公認会計士の試験でありますが、悪い違法のものができたときに、その裁判をするような仕事とかというふうなことを受持つております公認会計士委員会は、これは政府の行政から独立したものに、公認会計士管理委員会というふうな行政機関として独立させた方がよろしいという二点であります、現在は昨年の七月一日から公認会計士

の委員会は、公認会計士審査会といたしまして、大蔵省の理財局に附置されまして、何と言いますか、諮問機関に

なつておつたのであります。それを独立いたしました公認会計士管理委員会

というものにするのが望ましい。で、これは公認会計士法が制定になりました昭和二十三年七月六日から公布され

たのでありますが、その初めの制度では公認会計士管理委員会というのが独立した委員会でありましたのを、行政整理のために、一度昨年の七月一日から公認会計士審査会と直つておりましたのを、再び独立の委員会に改めるということにいたしました。その二点が主たる点でございます。

○天田勝正君 この陪審式試験というのは、これは本来衆議院の提案にかかつて、本委員会では非常に問題になつた点なんです、今度廃止になることはこれは非常にまあ私共はよいことだと、こう考えております。ところがこ

○政府委員(伊原隆君) この陪審試験によりまして試験はいたしましたことはございませぬ。で陪審式試験のやり方とか、どういふふうにするかということとを研究いたしておりますときに、シャープ使節団が来朝いたしましたして、それ以後シャープ使節団としても、そういうことは望ましくないという意見もあまりましたので、実施いたしましたことはございませぬ。

○木内四郎君　ちよつと伺いますが、この公認会計士審査会というものにしたのはいつでしたかな。

○政府委員（伊原隆君） 昨年の七月一日からでございます。

○木内四郎君 当時においても、シヤ
 ウプ勧告の大体の意見というものは、
 政府当局に分つておつたのじやないの

ですか。

○政府委員(伊原隆君) シヤウア使節團の来朝する以前でございしますが、報告書は八月の末に私共に示されましたので、その当時は分つておりません。

○天田勝正君 この第十一條の改正なのですが、元來御説明の第二点、これは恐らく今の計理士若しくはその他の

者が公認会計士と同じような仕事をして報酬を受けてもよろしいという意味だと思うのです。ただ名前は公認会計士を使えないということだと思うのですが、この十一條の改正で、「財務書類の監査、証明、検査若しくは調製に関する

る実務」云々、これがすべて公認会計士管理委員会規則に委ねられる。こういうことになつておるようです。ところがその公認会計士管理委員会自体が、公認会計士ででき上る。こういう構成になつておるが、例の陪審式試験のようなものが、とかく自分達に都合よく出て来る、こういう危険が一つあると思うのですが、一体この公認会計士管理委員会の規則、その規則に盛るべきものは一応何か予定しておりますか。

○政府委員(吉田信邦君) 今の十一條とおつしやいましたが……。

○天田勝正君 十一條の改正が「公認会計士を補助した期間」の下に「又は財務書類の監査、証明、検査」というようなものが、公認会計士管理委員会の規則によつて定められる。つまりそれを委任せられるという形になるので、そこで、それと逆にその管理委員会がどういふ構成になるかと言へば、公認会計士ででき上るということになつておるから、そうすると、陪審式試験というものを、あれは計理士諸君が発案したわけですが、要するに、この本旨であるところの公認会計士というものを、むしろ極端に言えば、便利主義に、極めて緩くだけするという懸念もありはしないかというのです。だから結局一体公認会計士管理委員会に委ねるところの規則というものに、大凡そ予定されておるものがありますかと聞いているのです。

○政府委員(吉田信邦君) 只今の十六條に「試験に關し必要な事項は」と定めております。これによりまして決められますのは、その以前にこの試験につきましては、第二章第七條で、第一次試験はこういう資格の試験をしま

す、第二次にはこういうものをするというふうに、法律で可なり試験の範囲を細かく決めております。又試験といたしましては、第一次試験、第二次試験、第三次試験というコースを辿るのを通例といたしまして、過渡的に特別試験という制度を設けてはおりますが、これらにつきまして、試験の基礎的なことは大体法律でどう定められておるのでもむしろその下に作られます試験規則としては、これの執行というやうな面の規定になるわけでありまして、

○政府委員(伊原隆君) 尙補足して申上げますが、試験は非常に厳格に行われておまして、殊に試験につきましては試験委員を任命いたしまして、試験委員が独立して試験をいたしますので、むしろ試験がむづかし過ぎるというやうな非難もある程でございますので、公認会計士が公認会計士管理委員会を構成するから、自分で又勝手な案なことをやるだらうというやうな御懸念はないようになつております。

○天田勝正君 この第十六條の二の「外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、」云々、こういうことで、外国における公認会計士の資格を持つておる者がやはり自動的に公認会計士の仕事ができる、こういうことになつておるわけですが、その相当する資格といふのはどういふところを指しますか。

○政府委員(吉田信邦君) お答え申し上げます。この十六條の二で規定いたしておりますことは、公認会計士管理委員会が「資格の承認を受け、」というところとございまして、これによつて例えばアメリカのCPAであるとか、そういうた名において與えられた資格が、

少くとも日本の試験によつて與えられる資格と同等であるという認定は公認会計士管理委員会で行うことになつております。従つて同等な試験を受けておるという認定が下されれば、敢て試験はしないという意味でございまして、無制限に、又大した資格のない者を入れるというやうなことはあり得ないと思ひます。

○木内四郎君 その根本をちよつと伺いたいのですけれども、今度公認会計士でない計理士も証明ができるということになると、あなたの方で提案理由の初めに説明されておる公認会計士の制度の高い水準を維持して行こうというやうなことをちよつと矛盾するやうなことになるはしませんか。

○政府委員(伊原隆君) 監査証明の仕事と申しますのは、御存じのように公認会計士法ができましたまでは、計理士、それから誰でもできたわけでありました。その前は計理士の名前を以て、監査証明することは計理士法で計理士以外はできないことになつておりましたが、公認会計士法の制定によりまして、監査証明というものは公認会計士以外はできないという制度に現在なつておるわけでありまして、それに対して、尙例外といたしまして、計理士は今年の三月三十一日まで監査証明ができるということになつておりましたのを、

○政府委員(伊原隆君) これは私から

○政府委員(伊原隆君) 今度も公認会計士の高い性質、高い水準を維持して参ります上においては、今回の改正がそれに悪い影響を及ぼすというやうなことは全然ない、むしろ公認会計士の監査証明というものを世間が高く買つて段々なるわけがございますから、その実際によつて公認会計士制度が発達して行く方がいいだら

ければ監査証明ができないというやうな制度と、公認会計士という名前を用いて監査証明することは公認会計士でなければできないという制度と、いろいろあるようでありまして、今回御改正願ひますのは、公認会計士という名前を用いて監査証明することは公認会計士でなければできない、こういうふうにするつもりでございます。計理士という名前を用いて計理士が監査証明することは認めて行こう、その他の人が監査証明するというやうなことがありまして、それはそのままでよろしい、こういう考えでございます。

○木内四郎君 そんなです。今御説明になつたことは、大体のところさつきの提案理由で分るのですけれども、どうも政府のやることは朝令暮改です。例えばさつきお話ししたところの公認会計士管理委員会というものを公認会計士審査会としたかと思つと、又直ぐに今度の議案に公認会計士管理委員会というものにする。それから今お話しになつたように書類の監査証明というものは、これは非常に大事だから公認会計士でなければできないというふう

に法律に決められた、非常に立派な法律だと思つたら、今度はそうではない、計理士でもできる、又この次の議案に逆なことを作つて来るのではないかと、我々は敢て事務局を責めるのではないが、政府のやることは盡くこういうことである、それを国会が黙つておいてそれと賛成しておるようでは政府の信任の片棒を担ぐようになるので、私共非常に遺憾に思つて居るのですが、そういう点についてどうですか、事務局として一つ。

○政府委員(伊原隆君) これは私から

○政府委員(伊原隆君) 今度も公認会計士の高い性質、高い水準を維持して参ります上においては、今回の改正がそれに悪い影響を及ぼすというやうなことは全然ない、むしろ公認会計士の監査証明というものを世間が高く買つて段々なるわけがございますから、その実際によつて公認会計士制度が発達して行く方がいいだら

う、こう考えたのでございます。

○理事(黒田英雄君) ちよつとお諮りしますが、公認会計士の審査会の会長の河本君が見えておりますが、説明員としてちよつと補足したいということですが、御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(黒田英雄君) それでは河本説明員。

○説明員(河本文一君) 今の公認会計士の監査証明ということ、それから計理士の監査証明ということに關しまして、これは別にシャープ勧告によつて示されたわけではありせんのであります。現在我が国におきます監査ということに對しまして、公認会計士という高度の監査者がやる、監査するというその人数も、シャープ勧告によりまして急速に需要に應ずるよう粗製濫造をするとは面白くない。それによつて陪審式試験というふうなものをやることは面白くない。それでこれは相當の歳月を経て立派なものが打立てられるようにやるべきであるということでございます。一方におきまして、我が国の労働組合法その他におきまして、労働組合の監査をやるといふ法律も出ておりますわけでありまして、これらに對しまして、すべて公認会計士でなければ監査証明ができぬということになりますと、日本の労働組合の数は全国に三万以上あるというふうな状態でもありますから、どうしても、もう少し今までの監査をしておつた計理士というものの一時やらせるということが現下の需要として必要である。こういうわけでありまして、今年の三月三十一日に監査証明のこと

で、計理士がすることが出来る期間が切れますから、これを相當延長する必要があるという原案を作りまして、關係方面ともいろいろ御交渉したのであります。一体公認会計士でなければ監査証明ができぬといつたような立法というものは余程行き過ぎたものである。アメリカにおきまして、各州においてそういうことを決めておる州はたつた小さい州に一つしかないという状態、どこでもこの監査証明をするというものは誰でもできる。ただ名前を用いてやるということに対する制限があるわけである。こういうふうなわけ、まあ今度は公認会計士と計理士が相並んで監査証明ができるということになつたわけでありまして、この公認会計士が監査証明しなければならぬといふことは、取引委員会あたりで今度決められますごとく、一口に申しますれば、重要なものについては公認会計士の監査証明でなければならぬという規定を法律に法制的に作りまして、そうして次第に公認会計士の制度が発達するに従つてその範囲を廣めて行く、それで公認会計士の監査証明を経たものでなければならぬといふ言葉のある場合においては、計理士ではそのことができない。こういうことになるわけでありまして、これによつて監査証明の制度を非常に混亂させるということにはならぬ、こういう次第でありますから、御了承願ひたい。

○天田勝正君 この監査が誰でもできるといふことは、四十七條を廢止して、それ以下ずつと四十八條、四十九條とこういうところに出て来るわけなんです。が、一体この問題は公認会計士制度によつて監査の實質を高めて行く、又監査をする人達の身分も同時に高めて行く、こういう目的からいたしますと、その監査した結果が高いものであるといふことが、どこかによつて認められなければならぬ。こういうふうな私共は考える。で更に政府の提案理由の説明によりまして、シャープ勧告案云々と、こういうところからいたしますと、それが税制改正に繋がつていゝるものである。こういう認定ができるわけなんです。そういう認定が、これらの監査ができるようになつても、そこにはおのずから税制の措置をする場合、或いは青色申告なり、何なりを認定をする場合に、そこに明らかに差がある、価値に差がある。こういうところが出て来なければ、公認会計士が特に高いものであるという証明が出て来ないと思ふのであります。そういう点は何が公認会計士なら公認会計士としての名前が使える。その他のものは計理士なら計理士として使うのだ。或いは計理士以外のものは計理士以外のものであるといふことによつて監査証明するとか、ただこういうことだけでは、それを何かの機關で確かに公認会計士がやつた監査はこれだけ値打があるから、そのように認めるのだ。こういうところがどうも私の調べではないうように思ふのであります。そうした点はどういうふうな考へておられるのですか。一つ御質問いたします。

○政府委員(吉田信邦君) お答え申し上げます。この法律案は、直接には公認会計士制度そのものだけしか規定いたしてありません。この法案には明示されておられませんのでございすが、現在証券取引所法の改正案をこちらに

先般御提出したのであります。あの法案等に盛り込んであります通りに、公認会計士でなければ上場株式の会社の証券取引委員会に提出すべき書類についての監査証明はできない。そして公認会計士の証明ある書類を証券取引委員会に提出すると、こういうふうにある法律では規定いたしておりますが、現在のところでは一つでございすが、そういう形によりまして、最も政府としては重要な、財務書類の監査証明は取引委員会にやらせて行くという方法を明示しておるわけでありまして、

○木村福八郎君 税法の方では、これはどういふふうな扱ひをしておりますか。この計理士の監査証明と公認会計士の監査証明は……

○政府委員(吉田信邦君) お答えいたします。税の關係につきましては、実はこちらに税務代理士法の改正案というものを御提案することにしたして、目下準備をいたしておるのであります。従来、税務代理士制度というものがつきまして相當檢討を加えますと同時に、この公認会計士制度との調和を図りまして、税務關係の証明を得る制度を作りたいと考へておりますが、まだ実は最終的の結論に達していませんが、近いうちにお答えできる運びになると思つております。

○木村福八郎君 それは税務代理士の經理の監査証明、そういうこともやはり税務代理士もできるよになつて、計理士の証明というものと、これはどういふふうになりますか。それから税務當局の方で、例えば法人ならば法人の資産内容を監査しますね。それを監査するときに、法人の方で、例えば公認会計士とか、或いは計理士とか、或

いは税務代理士、そういう者に頼んで証明するような場合、どれを以て税務當局の方でそれを認定の標準にするのか、そういう点でもこれは非常に大きいと思ひますが、法人の場合、例えば五億も十億も脱税しておる場合があつたのですから、非常にその点は重要な問題になると思ふのであります。

○政府委員(吉田信邦君) 只今税務代理士につきましては、現在のところ代理行為をやるといふだけでございまして、証明というふうなことは認めておらないのであります。従ひまして近い将来において証明を求めるということにいたしますとすれば、現在の代理士では、そのまゝでは若干の支障が生ずるのではないかといふ意味で、何らかの証明を得るだけの能力ある者に頼らなければならぬ。従つて公認会計士に依存することが一番理想なのでございすが、御承知のように現在のところ公認会計士の数は極めて僅かでございます。税のようには普遍的に数の多いものについてこれを活用致しますことは、実行上相當無理があるかと考へるのであります。且つ又現在の日本の税務代理士制度の下におきましては、一応税の問題を直接今までのところは取上げておりません。外国の例を見ますと、公認会計士の試験等に税法が必ず入つておるといふような例も多うございまして、その点において今までのところ欠くるところがあつたのではないかと考へております。今後の方向といたしましては、一方公認会計士につきましては税法の試験を加えるといふふうな方法で、重要なものについてはその税法の試験を受けたところの公認会計士がやつて

参りますし、又その他の広汎な部面に
つきましては現在の税務代議士につい
て更に試験を行うとか、或いは又更に
一般的に公認会計士程むずかしいはな
いが、相当程度の見識を持つておるこ
とが証明されるような試験による制度
を作り上げることによつて、広汎な需
要に応ずるような準備をいたしたい
と、大体そういう構想で目下税務代
理士法の改正案を検討いたしておる次
第でございます、できるだけ早くこ
ちらへ御提出いたしまして、御審議を
願いたいと考えております。

○木村福八郎君 現在は税務当局の方
ではどういふふうに取り扱つておるわけ
なんですか。

○政府委員(吉田信邦君) 現在に別
にそういう証明制度というものは全然ご
ざいませんで、税務代理士はいわば納
税義務者の代理人として、いろいろ説
明に當つたり、書類を作成したり、そ
ういふことをいたしておる次第でござ
います。従つて又現在のままでは直ぐ
証明制度を取り入れるということができ
ませんので、或る程度そういう制度を
先ず先に発足いたしまして、その上で
税法等の改正を行なつて、そういう証
明を……確定の結果、申告を提出する
際に証明を付けて来いというふうなふ
うな税法の改正をすることになるだろ
うと思ひます。

○天田勝正君 シャープ勧告案という
ことを直ぐ言うのだけれども、どうも
それとは余り関係が私はないと思つて
おります。それなら今度の青色申告に
いたしまして、訴願或いは今度の税
法改正にあつた協賛だとか、あ
したものに對する書類も公認会計士の
証明がなければ証拠にならぬとか、或い

はそれが一番有力な証拠になるとか、
何かそういうものがあるならば、確か
に今度の税制改正の基礎と、向シャ
ワ勧告案と直接の繋がりがあると、こ
ういふふうな考えられるのですけれ
ども、どうもそういうことも見受けられ
ないということ、更にこの管理委員会の
構成が公認会計士だけで構成される。
このようなことはシャープ勧告案のど
こにも私はないと承知しておる。ここ
ろがどういふものが出て来た。外国の
例をいふ／＼お話がありますけれども
も、それらの外国の真似をすることは
別問題といたしまして、日本の現状か
らすれば、ただ一つのグループだけで
構成された機関というものは、大抵弊
害が多いことがむしろ予想される。そ
ういふことが一体シャープ勧告案のど
ういふところにあるのか。ないこと
ば、どうして今までの／＼な実例か
らしても、一グループ構成の機関とい
うものが大体において悪いというこ
とが実験済みなのに、どうして無理に公
認会計士だけでこの管理委員会を作る
ということになつたのか、この点一つ
お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田信邦君) 今の公認
会計士管理委員会を公認会計士のみで
作るといふことについては、私共とい
ふまでも相当検討いたしたところで
ございまして、全体といたしまして、今
度の法律の構成上、一面誰でも監査証
明ができるというふうな全体としての
監査証明の自由というものを認める、
反面公認会計士制度そのものを真剣に
守り育つて行く、そして我が国にお
ける会計関係の制度を確立して行く
という上から申しまして、試験によつて
理想的に作り上げられた公認会計士と

いふものを中心にして立てて行きたい。
いわば一面理想的な公認会計士制度
と、それから一般的に從來からある現実
を認めて行くという制度との調和とい
うような形で、一方どういつた委員会
は公認会計士を以て任じて、そして
制度の発達を図り、他面全体の制度と
しては広く誰でもなし得るような形に
して行く、いわばどういつた調和の上
に考えられたものと考へております。

○天田勝正君 どうも段々分らない
というふうなわけで、併しどういつた公
認会計士以外のものが監査した書類とい
うものは、一々その管理委員会に持
つて参つて、そこで妥協であるとか、な
いかとこのことを決めるのならば別
でなければ、どうも條文を見ますと
どういふものでもなさそうである。そう
だとすれば、公認会計士だけで構成され
た機関がここにあつたからとて、別
にそれによつて他のものが作つた監査
証明といふものが高いものに認定され
るといふことはないと思ひますが、
それとは何の関係もなしに、結局いろ
いろな規則を作つたり、ここに三十七
條に列挙しておりますが、こういうこ
とを要するに公認会計士管理委員とい
うものが行ふというだけであつて、別
段どうした計理士とか、或いはその他
の人がやつたということが価値付けら
れるというふうなことは、公認会計士
だけで構成されている管理委員会があ
るから価値付けができるんだ、ややか
しい表現ですが、そういうことにはな
らぬと思ふ。まるで別の話だ。だから
それならば監査証明は別問題として、
この構成自体はやはり他の者を入れる
ことの方が、今までの／＼な例か
らしましても公正に運営ができる、こ

ういふことにならうと思ふのです。こ
れはもう他の／＼な選挙管理委員
会にしても、各界からい／＼の勸告し
て取つて来るような措置を講じている
んだし、同じ仕事をやるにしても、そ
うして方々から取つて来る。そこに衆
知がある。最高裁判官にして見たとこ
ろで、全く法律に経験のないような人
達をわざ／＼持つて来る。ここに面白
味があるわけなんです、ところがこの管
理委員会だけは全く一つのグループだ
けで構成させる、こういうところが外
に例がないということになるが、そこ
に特段の考へ方があるはずはないか、こ
ういふことをお聞きしているんです。

○政府委員(吉田信邦君) この委員
会を公認会計士だけで作らせるといふこ
とは、いわば監査証明の仕事自体は一
般的に自由であるという意味で、何人
もなし得るといふ反面において、理想
的な制度としては公認会計士のみが監
査証明をなし得るといふ現行法の建前
です。これを理想へ持つて行きたい。
現実の上から見まして、その理想を或
る程度今回は妥協と申しますか、現実
に即応するように、その独占的である
ことを止めるという反面において、こ
の理想を強く公認会計士制度、将来に
おいては公認会計士だけが監査証明の
中心になつて行くという理想を推し進
めるといふような意味合で、こうい
うに構成をしたわけです。

○天田勝正君 逆に質問いたしまし
ょう。若しこの公認会計士管理委員会
に他の者が入つたならば、如何なる不
都合がございますか。
○政府委員(伊原隆君) 公認で会計
士の委員会の構成につきましては、率直
に申上げまして、この法律ができますま

でに非常なる経過を辿つたのでありま
す。現在の公認会計士の審査会といふ
ものは、ここにお見えになつておりま
す河本委員長、計理士の人から二人、
それから学者から二人、それから中立
と言ひますか、中立的立場をとつてお
る河本委員長、というところで構成を
されております。で附則の三項にござ
いますように、当初に任命せられます
公認会計士管理委員会の委員につきま
しては、公認会計士でなければならぬ
という規定は置いてございせんので、
この附則の方におきましては構成は自
由になつておるわけでありまして。た
だ建前といたしまして、今申上げまし
たように、公認会計士の外に、例えば学
者の方であるとか、産業界の方である
とか、中立の方であるとかいふ方が一
緒になつて構成する方が適當ではない
かという議論も相当ありまして、交渉
の段階においてはそういうことは相当
強く出たこともあつたのでありますが、
今吉田政府委員から申上げましたよう
に、公認会計士制度というものを大い
に今後価値を高くし、且つ活用して行
くがためには、どうしてもむづかしい試
験を通つて来た公認会計士自体がこの
委員会を構成しなければ、高い公認会
計士制度のためになるような運用とい
うものが却つてむづかしいのじやない
か。従つて公認会計士委員会は、公認
会計士の試験を受けてその資格のある
人から出すといふことが原則でなければ
ならないといふうな結論に達しま
して、こういう提案をいたしたわけで
ありますが、その間におきまして非常
な、お示しの通りの議論と言ひますか、
政府としまして提案をいたそうとい
したことも度々あつたのであります。

いろ／＼な経過でこういう結論になつておるといふ点を御了承願ひたいと思ひます。

○天田勝正君 これは法律を改正する考え方の基本ですが、ここに私は二つ非常に日本としては特に留意しなければならぬ点があると思ひます。それはさつき木内委員が言つた朝令暮改という問題ですが、改正するにはするで、現行法では如何なる点が、要するにどうしても改正しなければならぬという理由がはつきりしたときに改正する。それから逆に、こうした転換期に一つの改正法が行われる、その場合当然、これは画期的なものであればあるだけに、今度は今までの仕事から見れば摩擦が起きるのは当然なんであります。当然だけれども、折角その改正をした以上は、敢てこれを一つ押切つて行く。どうもこういうことが出せぬかとか、ああいうことが出せぬかという臆測だけで、そう簡単に改正するところには朝令暮改という問題がある。これはまあ具体的に労働基準法の場合であつても、婦人の重労働問題が非常に問題になりまして、結局労働基準法というものができてしまひましたら、今後は酒田の婦人労働者、あの背中に、多い人は七俵もの米を背負ひ得る人達は、この七俵の米を背負うというのを苦勞にしているのではない。併し客觀的に見て、そういうことは婦人の體質からして結局無理である。こういう観点に立つて、今度その人自体には無理でないかも知れないけれども、一般に及ぼした場合には、今度は無理を承知でやらせるという事態が生じて来るであらう。これは飽くまで禁止すると、そこで当時盛んに酒田地方から請願が

参りましたけれども、これは飽くまで押切つて、そのような請願は採択しない。こういう態度で労働省の方も、我々委員の方でも押切つてしまつた。折角改正した以上は、多少の不都合があつても画期的な法律だけに、それは一つ一年、二年は見守つて行く。こういうところがなければならぬと思ひます。曾て英國の保守党の議員諸君が日本に参りましたときに、炭鉱國管案、あの英國における國有のあれについて、保守党が政權をとつたら直ちにこれを止めますかと聞いていたら、それは止めない。三年ぐらゐこれをやつて見なければその実質が分らぬのだ、であるから私達が今日天下をとつて見ても、やはりそれを守り育てて行つて、結果悪いとなつたら私達はこれを潰すのだというアングロサクソンの氣性に感心したわけなんです。まあ余り横道に話を持つて参りましたけれども、結局公認会計士の今度のこの制度の改正というお話を段々聞いて見ましたも、別段今の制度であつても、この話に出ておりますこの審査会或いは管理委員会、この構成についてもさしたる改正をせなくともいいと思はれるのに、いわゆる朝令暮改である。だから私はいろ／＼な話が出たとか、何とかという話よりも、現実に現在の構成を以てしても、どうしても不都合でありますかと、こういうことを聞いておるのであります。それがどうしても不都合だといふならば、これはまあ考え直さなければならぬ。ところがどうしても不都合だといふ御説明がないのです。だからそこをしつこく聞くわけになる。そういう私は二つの観点に立つておるので、折角画期的な法律として改正した以上は、それは多少前の仕来りからすれば摩擦のあるのは当り前であるからして、やはり公認会計士でなければ、それは監査証明がやはりできない。そのくらしいのことは高める以上は守つて行くのが當然ではないかといふことが第一点。それから改正するならば、この管理委員会の構成のごときは、今日の言葉で言ひいやる民主的という点からしても各界からいろ／＼な異色のある委員を入られることによつて、その公正を期することが妥当ではないかと思ひます。この法律に關してだけ、要するに一グループの委員だけで独占される委員会が構成される。これにはやはりそれに相應する特段の理由がなければならぬと思ひますけれども、それはどうかと、こういうことを聞いておるのであります。誤解なきよう一つお答え願ひたいと思ひます。

○木村禮八郎君 それに關連しまして……只今天田委員の質問に關連しまして、委員会の構成でですね。これはまあ却つて悪くなつたように思ひますが、最初「人格が高潔で、公認会計士に關する事項について理解と識見とを有する」、今度はこれを非常に窮屈にしてゐるわけですが、若しかそうしますと、会計士の責任の場合ですね、公認会計士法の責任です。前の法律では第三十條で「公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合に、大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができ」と、こうなつておるのでありますが、公認会計士或いは公認会計士の資格のある人達が委員会を構成しますと、どうしても職業柄、お互にそういう脱漏とか、過失とか、そういうものがあつた場合でも庇ひ合つて、公正なものとして、これを審査しない。そういう弊害がどうしても出て来ると思ひます。ですから、私はむしろ前の改正しない方が公正を期し得るのではないかと思ひますが、なぜわざ／＼そういう公正を期し得ないような委員会の構成にしてしまつたのか、その間の事情がよく分らないのです。

○政府委員(伊原隆君) 今の第一点のお尋ねの方の、監査証明を公認会計士の独占事業にしてあるのを、法律的にはそれを撤廃しまして、公認会計士が公認会計士という名前を用いて監査証明することは公認会計士に限るといたしましたのは、先程申しましたように、公認会計士という名前を用いて監査証明することを公認会計士に限りましては、実は同じなのであります。計理士が計理士という名前を用いて監査証明いたしますれば、世間といたしましては、計理士の監査証明という、何と言ひますか、計理士の監査証明として過程として登録するだけの問題でありますので、又かた／＼経過的問題といひましたとしても、非常に監査証明という仕事を相当多しなればならぬ現在をいたしまして、その方が適當である、こう考えた次第であります。それから第二の公認会計士の委員会の構成でございますが、これは全くお話の通りのごとく十分考えられるのであります。そうお話の通りをいたしましつゝ、一つの方法であるといふ点につきましては、私共全く同感でございます。ただこれを、そういう経過を辿

りながらここに至りました理由につきましては、先程申し上げましたように、公認会計士の制度の高い發達を図りましたためには、公認会計士自体が委員となつておつて、それで處理をして行く方が適當であるといふことに、まあ今外國の例を持出して恐縮でございますが、イギリス等におきましては、こういうような政府の制度ではございませんので、公認会計士自体の何と言ひますか、団体がございまして、そこで非常にきつい試験をいたしまして、公認会計士というものを生み出して行くようであります。で、日本では政府の仕事としてやつておるわけでございますが、大体この公認会計士自体が非常にむづかしい試験をしてきたものであり、且つ自分自身が高い經驗を保持しなければならぬといふことについては、公認会計士の方がむしろ關心を持つことが大である。これを例へば他の方が入れれば、優しい試験でも公認会計士にして行こうといふようなことも、逆の効果も考えられるわけでありまして、公認会計士自身が高い品位を維持して行くためには、公認会計士委員会は公認会計士をして構成せしめる方が、むしろ適當であるといふ考えに立ちまして、こういう結論が出たわけでございますが、お示しの御意見につきましても、勿論非常に私共いたしましても御同感の点が多いのでござい

○天田勝正君 この点は非常に問題なんです。若しその人達当事者だけで構成するといふ委員会が正しい、こういう結論になりますと、今あります政府機関のよろ／＼の委員会は全部そういう観点に立つた方が、みづから高

まつて、その方がよいのだ、こういうことに推し進められまして、結局今のものゝ委員制度、その構成というものを全面的に変えなければならぬ、こういう議論まで私は発展するのが当然だと思ふのです。だから私は根本的にこの話を聞いておるわけです。これはまあ例を引いて恐縮であるが、本来みずからを高める、自分が他よりも人の信頼を受ける、こういうことをするために、みずからを苛酷に扱う以外に人の信用を得る途はない、これは個人の処世観であります、私はこのことはいつの時代にも通用すると思うのです。公認会計士諸君が、他の人を入れることによつていつでも批判を受けるという仕組をして置くことの方がみずからを苛酷に扱うことであり、そのことの方が私は当然正しいと思う。成る程英國の例等引かれております。併し英國の例をそのまま日本に持つて来るわけには行きませんし、試験の制度にしまして、例えば米國における四Hの運動等の例から採点できるような試験自体がみずから採点できるようになつておる。又そのグループのリーダーのところを持つて行つても採点できることになつておるのです。更にそのリーダーが纏めたものを先生のところに持つて行つて採点をする。こういう行き方をやつておるのです。先生が問題を一つ出したならば、その問題を生徒が捉えることを理解したかどうか。ここで先ず要するに四分の一なら四分の一の点を呉れる、今度は要するに運算をする、この運算のやり方自体ができておるか、できておらないか、ここであら三点なら三点を呉れる、その答えがどうあろうと、運算自体については

誤りでないということになれば、もう前の理解したのとそれとです。五つのなり、六つなりを貰つてしまつて、そのうして、答えが誤まつておるかどうかというところは、これは三点だけで用が足りる。日本式だ、という、前の方の理解しておるか、していないかというところはまるつきり零であつて、答えが合つておるかいないかということになる。そういうわけですから、よその例を引いて来ると、ものが混乱するのです。要するに現実の日本の事態というものは、一グループによつて構成されるというにはよい面も悪い面もありまゝです。すべて悪い面ばかりでなく、よい面もあるが、要するに総合点数の方がマイナスである。こういうことからいまして、日本ではいろいろな委員会を作るのに、特に戦後における民主的という名前で成るべく各階層から入れるという制度をすつとつて来たと思ふ。であるから、この制度だけをグループだけに任せるということをやりに強く主張いたしますと、他のいろいろな委員会も全部この方式によつて編成替えをしなればならない、こういうところまで発展する。だからこの公認会計士だけに限つては、どうしてもこうせざるを得ないのだ、というところの結論が出なければ私共は納得ができません。こういうことを申上げておるの、私はこれにはどうも私の勘でありますけれども、あなた方も御尤もだ、こう言つておる以上は、それは勿論私の言つておることに賛成しておるのだと思ふ。結果は他の何かの勢力によつて圧迫されて、いわば嫌々ながら心にない回答をしておるといふに邪推ができる。だから、それならそれで

いろいろな経路とか何とかおつしやらずに、こういうところの圧迫を受けるので、実は蓄音機のごとく放送しておるのだ、と、こういうことを申して呉れた方が余程よろしい。(笑聲)
○理事(黒田英雄君) 今のお話は御意見のようだと思いますから、答弁は……。
○天田勝正君 いや質問ですよ。
○政府委員(伊原隆君) 私の申し上げ方が若し悪かつたら御訂正を申し上げます。ればならぬと思ひますが、これは日本政府といたしまして適當であると信じて提案をいたしておる次第でありまして、勿論その方が適當であるという意見もございまして、それから只今の御意見のような構成の方が適當であるという点もございまして、彼此勘案いたしまして、私共としては提案の方が適當であると考えまして、提案を申上げた次第でございます。殊に試験につきましては、公認会計士の委員会の仕事は第三十六條に規定してございまして、管理上の仕事とか、懲戒というふうな裁判の仕事とかというものでありまして、これが民間の機関であつたとしてもできるような、民間の公認会計士自体の団体であつたとしてもできるような仕事でございまして、試験につきましては、これはその道の權威者を試験官といたしまして、公認会計士の管理委員会ではむしろ独立的に嚴正なる試験が行われるわけでありまして、そこら辺に、公認会計士だけで作つておれば不適當な勢力が及ぶというふうな懸念もないというふうに信じておるわけでありまして。
○木内四郎君 公認会計士或いは計理士が証明した書類に基いて脱税の申告

をした場合には、何かこれに処罰の規定があるのでしょうか。
○政府委員(原純夫君) 公認会計士、計理士が公認会計士、経理士として財務諸表に証明をするという限りにおきましては、税務代理士の適用はございしません。その人達が税務代理士の資格と申しますか、許可を受けて登録を受ける、税務代理士として税務代理士法に違反いたします場合には処罰規定はございしますが、それ〴〵公認会計士、計理士の資格において財務諸表に証明する、その付いた申告が出るといふことはあり得るわけでありまして、そういう場合には税務代理士法による取締りという何は行われません。
○木内四郎君 税務代理士法による取締りが行われないことは分るけれども、公認会計士が証明した書類を出す、それは有力な証拠になるが、それによつて脱税の申告をしたというふうな場合には脱税の補助になるわけですね。そういう解釈も成立つたのじやないかと思ひますが、そういうことについて主税局は別にお取締りというあれはないですか。
○政府委員(原純夫君) それはその具體的な場合における代理士の意図にかかるとであらうと思ひます。代理士が提供された財務書類の資料の限りにおいて分り得る調べを行なつておる。それに基いて相談をし、そして申告書の提出を助けた、善意でやつた場合と、それから十分承知してやつた場合とおのずから違つて参ると思ひます。承知して悪意でやりました場合には、勿論おつしやるようなケースが成立つと思ひます。
○木村禎八郎君 それに関連しまし

て、国税庁が法人の監査をやりましたですな。その場合においてやはり公認会計士とか、計理士のそういう証明によつてそれを判定した、そういう資料はあつたのですか。例えば先程木内さんからお話のあつたように、税務代理士としての資格においてでなく、国税庁であつた監査をやつた場合に、その法人からその監査をやつた場合、財務諸表について公認会計士なり、計理士の証明を付けて国税庁に対してそれを証明する。その証明をどの程度まで信用するかしないかということに問題があると思うのですが、そのときに非常に信用した。そうしてあとでそれに基いて査定した。たら百五十億も多額の追徴が取られたというのですから、非常に大きな問題だと思ひますが、そういう場合には、木内委員が言われたようなことが若しあれば、これは非常に脱税補助みたいなものになるわけですね。實際問題としてそういうことが起きておる。国税庁が法人監査をやつたのですから、その場合に具體的な例として脱税を補助したかどうかは知りませんが、けれども、公認会計士とか、計理士の証明を信頼して査定をしたかどうか、その点をお聞きしたいのです。
○政府委員(原純夫君) 公認会計士、計理士の証明、これはそういうものとして価値判断をされる次第であります。具體的に脱税事件につきまして、公認会計士、計理士等が悪意を以てこれを補助し、一緒になつて脱税したというふうなケース、乃至そういう場合に対する扱いにつきましては、私共が審らかにいたしませんので、後程調べてお答えしたいと思います。
○木村禎八郎君 そうしますと、それ

はあとでお調べになつて報告して頂きたいのですが、若しも今度改正案みただけになりますと、懲戒の場合に当事者だけを以て構成しておる委員会では、そういう過失とか、故意に、それを間違つておるのを知つていながら、故意にそれを証明した場合には非常に重大な問題が起ると思うのです。特に法人については大きいのですから、税額について、先程申し上げたように国税庁の報告でも百四十億も追徴で取られたというのですから、非常に大きいと思うのです。そういう場合に、委員会がこういう形の構成の委員会では私は公正を期し得ないのではないか。普通の民間だけでそういうこともやり得ると言いますけれども、問題が非常に大きいと思うのです。非常に大きな利害關係に關する問題であつて、そういう意味でこの委員会の構成というものは、そういう意味から不適当だと思ふのですが、その点についてはどう考えておられますか。

○政府委員(吉田信邦君) 只今の点につきましては、これは考え方でいろいろ議論もあることだと思ひますが、私共の現在考えておりますところとしたしましては、むしろ公認会計士になつた人は、それだけ試験も受け、いろいろ試験を受けて公認会計士になつた者であると同時に、非常に高い理想を持つて進んで来ておる人達でございまして、他は律せられるよりも、自分らみずからの手によつて不正な者を排除して行くといふことの方が、却つて自主的に行われるのではなからうかといふふうに考えておる次第でございまして、又その点につきましては、同じ公認会計士のうちでも、任命する際に最も人

格の高潔な、又そういうつた方面についてどこまでも公平な方を選ぶ。又その任命権は大蔵大臣にあるのでございまして、その任命権を通じて、公認会計士のうちでも最も理想的な人をお選びできるのではないかとと思ひます。一応そういうふうな考え方でございまして。

○木内四郎君 主税局にちよつと伺います。主税局では徴税の機構を非常に拡張しようとして大分やられましたけれども、尙今日十分だと思ひます。そういう点も考え、又納税者の立場から言いますと、今度青色申告制度ができて、これは大分信頼を得ておるようですが、公認会計士という制度も立派な人々によつて水準の高い人々で行われるのでありますから、その人達の証明のある申告は、あなたの方では審査を省略してもいいのではないかとと思ひます。或いは審査を省略するまで行かなくても、特別なそれに対する取扱をするというふうなことが、然るべきだと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 正におつしやる通りの方向に参りたいと思ひます。確かにそれが理想であると考えております。ただその理想が実現いたしますまでに、いろいろ條件があると思ひますので、二つだけ申上げて置きたいと思ひますのは、一つは、先程恐らくお話しに出たと思ひます。現在の公認会計士の試験或いはその運用というふうな面におきまして、税務というものが十分に取入れられていないといふことを考へております。従ひまして、その辺を調整したいといふことが一つ。それからもう一つは、何と申しましても、こういう理想的な制度ができませんまで

は相当時間がかかる。同時にこれを信用したといふことも、これは恐らく法律上のことではなしに、行政運営上の実際においてやつて参るということになると思ひます。その意味におきまして、公認会計士の質、量が充実に来ますに從つて、段々こういうことになつて参る。我々の氣持でいたしましては、そういう信用のできる人が一日も早く多くなつてを望んでおります。

○木内四郎君 どうも今の政府委員の御答弁は私は納得しかねる。公認会計士は税務のことを知らなくても、とにかく経理のことは知つておるんだから、公認会計士がすべての資料によつて、この経理は正しいといふ計算を出したものをあなたの方では信頼されていいと思ひます。税法上の立場から税法の知識があつても、なくても、そんなことは關係ない。その計算が正しいければそれでいいのだ、それは理由にはならないと思ひます。第一点。第二点は、量と質が殖えればということですが、今非常にいい人が百何名もおるそうですから、その人達を信頼したらいいと思ひます。量が沢山になつたら、中には信頼し得ない人も出て来る。今極めて優秀な人々が公認会計士として認められておるのであるから、その人達を信頼してもいい、その人達が税法上の知識がなくとも、証明したところの書類といふものは正しいといふことで、一応信頼するといふ方向に行かなければならぬ。まだ今は信頼できないのだといふような御答弁じゃ、ちよつと私納得しかねる。

○政府委員(原純夫君) 第一の点、これはおつしやる通り公認会計士として証明する場合はその通りであります。只今お答えいたしましたのは正確さを欠きました。税の面において何らか税法上の効果を持つような証明をする場合を考へましたわけでありまして、そういう場合においては、公認会計士、税務代理士乃至新らしく考へております税務公証士(仮称)というふうな資格を付けて登録を受けてやつて頂きたいといふふうに考へましたわけでありまして、そういう場合において、公認会計士制度に対して、只今申したような希望があるわけでありまして。第二の点は、おつしやる通り私間違ひました。量の点は取消します。

○木内四郎君 そうすると、何らか特権を與えて調査を省略するぐらゐな肚を示して貰ふねと、我々は公認会計士といふものを非常に高く買つておるから、どうもその間に矛盾があると思ふのですが、主税局は公認会計士の証明したものは審査を省略する、青色申告より一歩進歩したものと思ふのでありますから、そこをやつて貰ふねと何のたに公認会計士を設けたかということになると思ひます。

○政府委員(原純夫君) そういう氣持でやつて参りたい、成るべく信用したいという氣持でやつて参りたいといふことは先程申し上げた通りであります。併し實際の場合に必ず信用するということに参りますのは、これは自然の発展に俟つより外ない。實際問題として、公認会計士が会社の伝票から何まですつかり整備してやられる場合と、それからこれだけの特別の申しますか、或る程度の材料を與えられて、それで証明をやる場合というふうないろいろございまして、自然に段々信頼が深まると

いうことであらう。税務官署の例をたしましては、これを信頼したいという態度を以てやつて参りたいといふふうになつておられます。

○木内四郎君 主税局の方の御答弁、誠に御尤もな点もあるのですが、青色申告よりも、一応は或る程度の信頼を置いて特殊な取扱をするといふことはあつて然るべきものじやないかと思ふのです。その点はどうでしようかそれは調べて脱税の……公認会計士も目が届かないで脱税ということがあっても同様です。一応は或る程度の信頼を置いて特別な扱いをするといふことが、公認会計士制度というものを認める理由の一つになつて思ふのですが、どうですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであると思ひます。

○木内四郎君 それからちよつと理財局に伺いたいが、第三十條に「故意に、重大な虚偽」云々といふことがあつた。こういう専門的な知識を持つておるような人は故意に虚偽や錯誤をしたときには重大なという字を付けないのが普通だと思ふが如何なものですか。

○政府委員(吉田信邦君) 三十條の「重大な虚偽」といふのは、従来からある規定でもございまして、今回は特に……。

○木内四郎君 今度の改正案には出ていないけれども、外の小さいところも直しておられるから、こういうところこそ直されるのが当然じやないかと思ふのですが、これは普通の法律常識に全く反しておることと思ふのですが。

○政府委員(吉田信邦君) 重大な虚偽と錯誤がある場合に、その重大な虚偽と

新たに独立の特別会計として本会計を
設置し、米国対日援助物資の売拂代金、
援助物資の価格調整のための財源とし
て一般会計からこの会計に繰入れる繰
入金等を以て歳入とし、米国対日援助
見返資金特別会計への繰入金、事務取
扱費等を以て歳出としたしまして、こ
れらに関する政府の経理を一層明確に

することといたしますと共に、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

次に、配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案の提出の理由を御説明いたします。

この法律案を立案いたしました趣旨は、配炭公団、食料品配給公団及び飼

料配給公社の損失補てん財源に、先づ公社が国庫に納付すべき剰余金を充て、尙且つ損失金の生ずる配炭公社に対しましては、政府一般会計からの交付金を以てその補てん財源としたそうとするものであります。

即ち配炭公社につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散いたし清算に入つたのでありますが、その損失は

目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのでありまして、この損失金の補てん財源に、先づ昭和二十三年度以降の国庫に納付すべき未拂剰余金七十五億八千八百万円を充て、尙不足する四十三億五千七百万円につきましては、同額を限り昭和二十五年度的において一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。又食料品配

給公団、飼料配給公団の二公団につきましては、昭和二十四年度末に解散し、昭和二十五年度中に清算終了の予定であります。その損失は目下のところ

合理化し、健全化することは極めて肝要と考えられるのであります。更に又資産の譲渡等の場合にインフレーションに伴つて生じた單に名目的な所得に對し、所得税又は法人税が課税されるという従来の状態を合理化いたしまして、譲渡所得についての課税を適正ならしめ、税負担の軽減を図ることが必要と考えられるのであります。よつてこれらの目的を達成するために経済が正常化に向いつつある現段階において資産の再評価を行うこととしたし、今回資産再評価法案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案についてその概要を申し上げます。

先ず再評価は原則として本年一月一日を基準日といたしまして、その日に於いて法人又は個人が所有する資産について行ふことといたします。法人の資産及び個人の事業用の減価償却資産につきましては、再評価を行ふか否かは、所有者の任意といたします。同時に、その再評価額は一定の基準の範囲内で所有者が任意に定めることができることとしたし、企業の実情に応じた再評価が行われ得るようにしているのであります。また個人のその他の資産につきましては、譲渡所得の計算上の問題のみでありますので、その資産について譲渡等がありました際に基準日現在で再評価が行われたものとみなすこととしております。

次に再評価の基準といたしましては、原則として資産の取得価額にその資産の種類に応じまして売却価額指数、消費者物価指数又は土地価額指数に基く一定の倍数を乗じまして、再評価額又はその最高限を算出する方式によること

といたしております。尙個人が財産税調査時期前に取得した非事業用資産等につきましては財産税評価額を基礎としているのであります。

次に再評価の申告につきましては、再評価を行なつた法人及び減価償却資産について再評価を行つた個人は、原告として遅くとも本年八月三十一日までに再評価申告書を政府に提出しなければならぬものとしたし、個人の減価償却資産につきましては、再評価申告書は資産の譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合に、所得税の申告書の提出期限と同一の期限内に政府に提出することを要するものとしております。

次に再評価税について御説明いたします。

再評価差額に對しましては、社債や預金等の債権の所有者及び過去においてインフレーションによる名目所得に對して高率の課税を受けていた者の間に公平を図るため、百分の六の税率により再評価税を課することとした次第であります。この場合再評価税の課税によつて企業の適正な再評価を妨げることがないように、納税方法につきましては企業の税負担の状況を考慮し、延納を認めることとしております。即ち減価償却資産についての再評価税は、原則として法人の場合におきましては三年間、個人の場合におきましては五年間に分納することとしておりますのであります。再評価税によつて税負担が一時的にもせよ過重となることを避けるために、青色申告書を提出する法人又は個人につきましては、各事業年度又は各年における利益の状況に応じて概ね五年後に至るまで

の延納を認めることとしておりますのであります。次に法人及び個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税は、原則としてその資産の譲渡等があつた際に納付することとしておりますのであります。また、法人につきましては、五年後に至るまで尙譲渡されないものにつきましては、五年後において納付することとしておりますのであります。

次に再評価額、再評価税額等につきまして政府による更正決定の制度を設けます。同時に審査請求、訴訟、加算税等につきましては、概ね今回の税制改正による他の税法において採用されている諸制度に準じているのであります。

尙資産の再評価を適正ならしめるために、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会を設置いたすこととし、資産再評価の円滑な運用を図りたいと存じております。

次に再評価に關する企業の経理について申し上げます。

再評価によつて生ずる再評価差額は、損失の補填に充てた額を除いて一応これを再評価積立金として積み立て、三年間は原則としてその取り崩しを禁止することとしております。三年後におきましては、再評価積立金の四分の三の範囲内で資本への組入れを認めることとし、五年後におきまして再評価税を完納したときは、再評価積立金の残額の全部を資本に組入れることも認めることとしております。

尙再評価積立金はこれを社債の発行限度に算入することとしたのであります。再評価の状況を考慮し、その金額を一時に算入せず、三年間にその四分の三までを限度として逐次算入することとしております。

次に資産の再評価後における所得税、法人税等の課税關係について申し上げます。

先ず再評価を行なつた資産の減価償却につきましては、再評価額を基準とし、残存価額が再評価額の割に達するまで税法上償却を認めることとしております。また再評価資産の譲渡所得につきましては再評価額を基礎として計算し、インフレーションによる名目所得を排除することとし、再評価積立金に對しては積立金に對する法人税を課さないこととする等の措置を講じているのであります。

以上この法案を提出いたしました理由及びその内容の概略につきまして御説明申し上げたのであります。この法律の制定によりまして、かねて懸案の資産再評価もいよいよ実施に移されることになるわけでありまして、各企業がそれ／＼適正な再評価を行ふことにより資本の維持、経理の合理化が達成され、日本経済の健全な発展に寄與するとともに、合理的な税制の樹立に貢献するところ極めて大なるものがあることを期待する次第であります。

所得税法等の改正に伴う關係法令の整理に關する法律案について、その大要を申し上げます。

從來、特別の法令において所得税及び法人税を課さない旨の規定を設けていたものが相当あるのであります。が、今回、既に御審議を願つております所得税法及び法人税法の改正案におきまして、これらの他の法令中の所得税及び法人税を課さない旨の規定を整理統合し、それ／＼所得税法及び法人税法において規定することと適當と認めたのであります。これに伴ひまして、所得税及び法人税の非課税規定に關する

關係法令の規定を整理するため、本法案を提出することとしたのであります。尙、今回有価証券移転税法が廃止されることとなりましたので、これに關する非課税規定をも併せて整理することとしたのであります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(黒田英雄君) それでは次に、証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、御質疑をお願いいたします。

○木内四郎君 今度の改正案によりまして、証券取引委員会の方でこの証券取引法の規定によつて、提出される貸借対照表、損益計算書、その他の財務書類の用語様式及び作成方法を定めるという事になつておりますが、これはシャープ勧告によつて云々ということも書いてあるのですが、証券取引委員会がこれを定めるについては、税法上必要な書類、そういう方面との連絡をどういうふうにかゝられておるか、証券取引委員会が勝手にこれを定めるのか。又決めたものはそのまま直ぐに税法上活用できるようなふうにするのかどうか。あなたの方の御説明によると、いうと、これによつて企業会計というものを整備して云々ということが書いてあるが、企業会計自体として整備されるのはいいが、課税上又違つた様式によつてやらなければならぬということ、これはさつき問題になつた公認会計士の証明とか、いろいろ關連して、それが複雑になるのじやないかという事が考えられますが、その点如何ですか。

○政府委員(湯地護爾郎君) この百九十三條で、ここにあります通り、この

証券取引法の規定に基いて提出される貸借対照表とか或いは損益計算書、その他の財務計算に関する書類についてはここにあります通り「一般に公正妥当である」と認められるところに従つて「云々」といふように書いておるものであります。我々といひましたし、この委員会規則で決めます様式、用語、作成方法といふことについては、これは税務の計算の方とはできるだけ一つ連絡をしてやつて参りたい、こゝういふに考へておるのであります。勿論これは用語とか様式とかその作成の方法といふに、これは投資者を保護するといふ意味で会社が会社の事業内容を記載して委員会に出して来る書類を、できるだけ同じような形に同じような用語を使つて出て来るようにいたしまして、投資者をして比較、検討をするといふ意味において便宜にさせようといふ趣旨もあるわけでありまして、税法と必ずしも一致しないわけではあります。併しこの用語、様式等を定める上においては、税法の方にもこれをできるだけ利用して頂く、こゝういふような意味においてこれは密接な連絡をとつてやりたい、こゝういふに考へております。

○木内四郎君 今政府委員から御説明になつておるようなことだと非常に結構ですが、実は昨日の公聴会におきまして、業者の方から、経理の様式が普通会社でやつておると課税上やると非常に違つておつて困るという意見が續々述べられたんです。そこであなたの方でこれをお決めのなるのは、勿論投資者を保護する目的の書類であるから、目的が違ふんです。或る程度まではしかたがないかも知れないけれども、又同時にそれによつて更に昨日の公聴会の言つたようなことを複雑化するようなことがあると非常に遺憾だと思ひます。併し今政府委員から御答弁になつたように、税務上のことも考慮されて、成るべく簡単にして頂くようにしたら非常にいいと思ひます。さういふ意味でちよつと質問したんです。もう一点だけ伺ひますが、今度の改正によりまして、有価証券の募集又は売出しに証券取引委員会規則で届出を免除するものを五百万円を千円に上げられるのは、経済界の事情に依つて変えられることは尤もだと思ひますけれども、大きなものは却つて間違ひがなくて、小さいものに却つて間違ひがあるといふようなことはないでしょうか。さういふ点はどうでしょうか。

○政府委員(湯地護郎君) 実はこの改正につきましては、この法律を施行いたしましたして、まあ大体二年近くなつております。さうしてこの法律で企図しております趣旨も段々徹底して参つて来たと思ひます。ただ大きな会社でありますれば、会計の作り方の内容等が整備しておつて、小さい会社はどうかと言へば必ずしも整備してないといふことはあると思ひます。併しこれは、問題は一面この経済界の情勢に依つて五百万といふことにつきまして地方から一々届出書を委員会へ持つて参つて面倒な手数をかけるということ、投資者の保護に反しない限りにおいては省略したいという意味もあるものであります。これは全般的に申しますと、この約二ヶ年間の間で五百万円以上千円以下という、今度の免除し得る限度の五百万円以上千円以下というのは件数では約二九%強、約三〇%近い件数を占めますが、金額的には四%という比率は非常に小さいということ、今一つは、これは投資者保護の面から申しまして、いわゆる証券業者等を使つて公募をするといふものについては、相当投資者に会社の内容をはつきり正確に知らせることが投資者の保護といふ意味において必要なのであります。この千円に引上げる場合でも、証券業者等を使つて公募をするといふような分はこれは引上げないで置こう、こゝういふつもりにいたしておるのであります。従つてその意味においてその会社に余り馴染のないような投資家等の利益を害するといふようなことは余りないだろうと、こゝういふに考へております。

○理事(黒田英雄君) それでは証券取引法の一部を改正する法律案は、大蔵大臣が間もなく見える筈でありますから、それまで中止することにいたします。

○理事(黒田英雄君) 次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、御審議を願ひます。御質疑のおありの方はお願いをいたします。

○木内四郎君 十八億円を三十億円に増額されるというのですが、増額の範囲が余り小さ過ぎるように思ふのですけれども、最近の貸付の状況から見てどうですか、計数的にこの程度で足りるというところを一つ納得の行くように説明して頂きたい。

それからもう一点、この頃大蔵省はいろいろ政府資金を金融機関に預けて入れて金融機関から貸出させようとしているが、外の金融機関に金を預け入れても余り貸さんらしいけれども、国民金融公庫にでも資金を預けたら大いに貸出して貰えると思ふのだが、金融公庫に預金を預入れたのですか、或いは入れようという計画があるのでしょうか。

○理事(黒田英雄君) ちよつとお諮りいたします。只今大蔵省の飯田特殊金融課長が見えております。政府委員ではあります。説明員として答弁をすることに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは飯田説明員。

○説明員(飯田良一君) 最初の問題は公庫の資本金といふ点で、資金源が今度十二億増加されるのであるが、総計では三十億どころか、一般庶民金融の状況から見て尚需要が非常にあるように思ふが、少な過ぎやしないかという御趣旨かと思ふのであります。大抵国民金融公庫の対象とする階層、従つてそれに対してどれくらい資金が必要があるかといふことにつきまして、推定は非常に困難なのであります。併しながら勿論推定が立たないわけではないのであります。先ず第一番に国民金融公庫が昨年の六月にできました以来、年々大体七ヶ月の申込みの状況を取つて見ますと、三十五億円という計数になつております。従つて月平均いたしました、五億円、年間に直して六十億円というものが、一応申込み総額といふことにならうかと思ひます。併しこれがいろいろな状況から見まして、最低の状況といふふうにも考えられますので、外の要素を加味して見ますと、潜在的には百億くらい、少くとも需要がありはしないかといふ

ふうな目安が付くわけでありまして、その中には併しながら需要がありまして返済の能力がないもの、従つて公庫から見まして、貸付の確性的なものといふことになりまして、大体公庫の過去の経験によりまして、その中の申込みの四割、固く見まして三割くらいといふものは大体金が貸付したいといふふうな相手方になるということになつております。さうなりますと、申込みの状況が六十億乃至百億とまあ非常に大巾に考えますわけですが、申込みの方が三割乃至四割が至当だといふので、これを掛け合せて見ますと、少くとも最低は年間二十億、それから大きく見まして四十億ぐらい、非常に幅がある数字を申し上げまして恐縮でございますけれども、二十億から四十億までの間は先ず必要ではなからうかといふふうに考へておるわけなのであります。平均しまして三十億と申上げて置いた方がいいと思ひます。こゝういふのでありますので、大体二十五年においてもそのくらいの資金は準備したいたしておりますが、財政の状況その他勘案いたしまして、今出ております計数の一番低いところ二十億見当といふものを押えまして、その中から二十五年度内において回収が行われるもの、それが六億以上あるわけでありまして、それを控除いたしましていろいろ睨み合せました結果、大体十二億、逆に言つて十八億ぐらいの貸出しの可能といふことが二十五年度においては行われるといふ計算が出ておるわけでありまして、恐らくいろいろな数字を照し合せて見ると、最低の需要しか充たさないといふ点は甚だ遺憾なのでございましてけれども、全般的な状況と睨

み合せまして、この程度ということに落着いておるわけでありませう。

それから第二番目に預金部資金の預託というふうなことが各金融機関に行われておるといふのであります。公庫に対してはそういうふうな預託のようなのを行ふか、又は行われておるかという御質問と思ふのであります。

が、現にこの前の議案に改正をお願いいたしまして、国民金融公庫も預金部から、預金部と申しますか政府から借入金ができるという途が開いてあるわけでございます。で、政府側といたしましては、勿論預金部資金が使用を許されるということになりますれば、国民金融公庫の方にも預金部資金の利用ということによつてこの金融の措置を図りたいことを考えておるわけでありませう。目下のところ預金資金を金融公庫の方に向けるということに關しましては、実行が不可能ということになつておりますので従つて預託というふうなことも行なつておりませうし、貸付ということも預金部からの途は實際問題として実施ができないというところになつておりますことを申し上げて置きます。

○木内四郎君 政府委員から御答弁がありまして、財政の現状止むを得ないという点もあるかも知れませんが、又この庶民金融の現状は實は憂慮すべき状態にあるにも拘らず、最低の二十億というものを更に割つて十八億ぐらしか公庫に入れておらないというところは、非常に私は政府の方針に物足りない点がある。それと同時に今預金部資金を借りることができるという規定があるんだけれども、實際できないというのはちよつと私も了解し兼ね

るのですが、預金部は二百数十億の金を民間の銀行に預けてしまつてゐるが、そういうものと需要があるところに行けば、国民金融公庫は必ず有効に貸出しして貰えると思ふのです。そこに入れられないという理由をもうちよつと具体的に説明して貰いたいと思ふいます。

○説明員(飯田良一君) 預金部の側から見ますと、御承知のように相當の金が余つておるわけでありまして、又余る余らんとに拘わらず預金部の資金計画の中に折り込みました公庫に対して貸付けをする、公庫から言へば、政府から借りるという形は勿論我々としては早くやりたいわけなんです。が、又預金部も若し機会があれば出したいという考えは持つてゐるわけなんです。

○理事(黒田英雄君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて下さい。

○木村福八郎君 そうしますと、今公庫に貸付けける金は、生業資金的なものは、大体三ヶ年ぐらゐの期限が必要だ。そうすると無盡会社或いは今度市街地信用組合、あるいはものに流す金が非常に短期ですが、そういうような金は一体中小企業資金とかそういうようなものに成り得るとお考えなんでしょうか。

○説明員(飯田良一君) これは結局、一番根本的な問題は、公庫は預金を取つておらない。つまりそれみずからの資金は出資によるか、或いは今までの借入金によるしかないということになります。が、無盡会社、市街地信用組合の場合は成る程短期の金でございますけれども、大体現在の無盡会社、市街

地の信用組合の資金はこれは大体銀行の預金とお考えになつてよいかと思ひますが、それに対して現在出ております預金部資金の預託は三十五億程度、これは今後尙増えると思ひます。従いましては大体各期間を通して一ヶ月の預金といふか、資金量の増加で返せるというくらいに額になつております。従いまして、いわば無盡会社、市街地信用組合は金が集まらなければ金が貸せない。預金部の金が出たために前以て金が貸せると、それだけ庶民金融に対して或る期間にとつと流すことができるという作用を営むわけでありませう。

○木村福八郎君 公庫の場合についてはよく分るのですが、やはり私も公庫については、木内委員と同じ意見ですが、なぜ政府出資以外に貸付けられないのかというのを非常に疑問に思つておる。それをちよつとお伺ひしたいのですが、余裕金もいけなないので、その預金部資金はまあいけなしいたしまして、国の余裕金を公庫に貸付けても短期だから駄目だということもありませんが、建前としてはいいのですか、余裕金を公庫に貸付けるといふことは建前として可能なんですか。

○説明員(飯田良一君) 余裕金も政府から、一般会計なり何なりから借入れるといふことになりましたれば、この期限で動くかと存じておりますが、ただ性質的には預金部資金より尙短期の金でございます。その点で不適当なものと、それからもう一つ條文にございませう。予算で決めなければいけません。借入れの場合同様にございませう。借入に組んでお願いすれば別でございませうけれども、要求をし得ない場合の余裕金といふようなものを借入れることはできません。その点は計上してございませう。従つてちよつと実行困難かと思ひます。

○木村福八郎君 国民金融公庫、大体今度の十二億ぐらゐ程度ではいけないと思ふのであります。どのくらいは今政府出資がなければできないことになつておりますか。仮に預金部あたりの資金ですな。これを使うとすれば公庫の金としてはどのくらいいふのが必要とお考えになつておりますか。

○説明員(飯田良一君) 先程もお答えいたしましたのでございませうけれども、大体最低ぎりぐりのところ二十億、理想的に申しまして年間四十億の金があれば、適格性のある即ち公庫の相手方として返済能力があるという人に貸すには先ず十分かと思つております。従つて先程も申し上げましたように、十二億の出資があり、回収の六億があり、十八億といふことになりませう。あと二十億ぐらゐの資金源が借入金によつて賄われれば先ずよいのではないかと思つております。

○木村福八郎君 政府の余裕金の預託の問題ですが、ちよつと公庫に關係のない問題ですが、先程のお話ですと、無盡会社、市街地信用組合だつて一ヶ月ぐらゐの無盡の掛金とかその他のでカバーできるぐらゐの金額であるというやうなお話ですが、これは非常に不安定な問題であります。今後の經濟情勢その他を考えれば、その確定的なものではないと考へる。こういう關係のものを本当は中小金融の方に廻して、これは中小金融対策として廻すのだと、如何にもそれは宣傳価値を大きくするやうに見えるのですが、事實としてはさういふ中小金融資金としてはふさわしくないだらう。やはり預金部資金とかさういふものがよいのじゃないですか。

○説明員(飯田良一君) 現在各金融機関に出ておりますのは、いろいろ性質の金から預託なり、放出なりが行われておるわけでありませう。只今例に挙げられました無盡会社、市街地信用組合に流れておりますのは預金部の余裕金の預託になつております。その拠るところは従つて預金部資金であります。先程一ヶ月と申しましたのは、それは建前でございまして、實際問題としては半年ぐらゐは現在でも続け得る見込があると思ひます。それから今後段々にその額が増すと存するわけでありまして、その際にはせめて一年ぐらゐの期限は付けた金にしないと、今お話のように、例えば無盡の場合、無盡の契約と有機的に結合させた金の使い方ということになりますと、一年は要ると存するのであります。一年の金が出ますと、無盡の本来の契約といふものと有機的に結合させて相當に有効に使えるかと思ひます。と申しますのも、現在が有効でないというわけではございませう。現在でも大体三月ぐらゐの手形をやつておるわけでございますし、本格的に利用できるというのは

確かに最低一年ぐらゐまでの期限が適当かと存じます。又さういふふうになる見込であります。

○木内四郎君 今いろいろ事情を御説明願つたところによると、十二億円の増額なんというものは非常に少な過ぎる問題にならぬと思う。これは現在まで政府が中小企業とか、或いは庶民階級の金融をおろそかにして来ておつた一つの現われだと思ふのですが、これは事務当局を責めても仕方がありませんが、予算をああいふうに組んで出しておるのだから、この予算は十二億の増額は認めざるを得ないと思うのですが、これだけでは足りないのだから、今後一つ預金部の余裕金です、或いは更にその他の資金もできるだけこゝに入れるように運んで貰ふなければ、これではとても庶民金融は十分できないと思ふ。それは今後において予算を通じなくては何かできる方法はあるのですか、二十五年年度において。若し関係方面の了解を得ればですね。

○説明員(飯田良一君) 先程申しましたが、公庫の予算自体が政府関係の機関の予算ということで、やはり国会に出るわけでありまして、借入金によつて賄ふという場合にもやはり歳入歳出共に予算で御審議をお願いしなければいかん段取りになつております。従いまして、政府出資等の増額がなくとも、借入金をするこゝ自体においてその資金計画の予算を御審議願うということになつております。

○木内四郎君 そうですれば、もうこの二十五年年度の予算はあのままであり、法律はこのままであれば、借りられるものはよし、借りられないものは死んで行けということだな。それに対して

は方法はないのですか。庶民金融公庫から出す方法はないのですか。

○説明員(飯田良一君) 先程関係方面の了解を得ればというお話がございまして、そうなりますと、補正予算等が行なわれる機会には、勿論それを組入れて予算を補正して行くという途があるわけでありまして。

○木内四郎君 補正予算を組む途があることは明らかですが、補正予算を出さないならば、現在のままでは、百億も申込があるのに十二億程度、回収金六億を入れても十八億程度しか出せない。それ以外のものは何とも手の施しようがない状態なのですね、国民金融公庫からは。

○説明員(飯田良一君) 国民金融公庫の關する限りは、資金源に活動を縛られるわけでありまして、それ以上の枠で活動ができませんが、及ばずながら補足する途として無盡会社、信用組合等のいわば予算を用いないでできる方法でカバーするというのを努めて行きたいと思ひます。

○米倉龍也君 十二億を二十五年に殖やすというのですが、一体十八億の現在の貸付がどういふふうになつておりますか。六億ばかりの回収金とおつしやつたが、回収金と言つてもまだ国民金融公庫の貸付は、その回収するほどみんな十八億貸したものでない。實際申込みの四〇%くらいが適格なものだといふのですが、そうすると五億圓くらいのものの四〇%ですから二億くらいですが、二億くらいのもを今日まで幾ら貸してあるのですか。

○理事(黒田英雄君) 只今国民金融公庫の理事長が見えておりますから、説明員として聞くことに皆さん御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(黒田英雄君) それでは榎田君。

○説明員(榎田光男君) 只今の貸付の現状、それから来年の回収見込についての大体の見通しを申上げまして、御参考に供したいと思ひます。

現在、昨年の六月一日に出発をいたしましたから十二月末までに大体五億三千万ほど貸して参つたのであります。最長期間が三年となつておりますが、お客様方のいろいろ御事情によりまして、中には二、三ヶ月の短期の資金でもよろしいお方もありますし、或いは設備資金等になれば三年いづばい御必要の方もあるかと思ひます。大体において平均いたしまして、現在のところでは二年くらいになると思ひます。それで本年度内におきまして、やはり回収がこれは月賦で元金の償還をして頂いておりますが、元金を二十分の一ずつ月賦でお返しを願うという形になつておりますので、従つて償還があるわけでありまして、本年度二十四年度におきまして、大体貸付累計は三月までに十一億五千万くらいになると思ひます。残高は恐らく九億五、六千万、約十一億五千万を貸しまして、二億見当月賦金で返つて来ることにしたいと思います。段々とさういふふうになり積み重ねて参りますので、やはり来年度におきましては大体六億見当の償還が見込まれる。こゝいう工合の計算をいたしまして、そこで十二億の出資を頂きますという、合せまして約十八億余という貸付ができます。こゝいう計算をいたしております。

○米倉龍也君 その四〇%の適格とい

うのは、非常に少いようですが、實際借入の申込というものはさういう危険なようなものが持込まれるのですか。

○説明員(榎田光男君) 先程飯田さんから四〇%と申されましたのは、こゝう意味でありまして、過去約十ヶ月の経験によりまして、率直に申しまして、百人お申込みを頂きますと、そのうちの約二十人のお方は、便乗と申しますか、何かさう資金の配給でも受けるようなお気持ちでお見えになつたのであります。さういつた形でお越しになつておられる方がおられるように見受けられます。つまり法律にありまして通りに、独立して事業を遂行する意思を有して而も確實適切な計画をお持ちになつておられる方、而も他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするようなお方ということになつております。その計画の適切さ乃至独立して事業を完遂するといふふうなお考えでやつておられるかどうかということについて非常に疑わしい方がやはり二、三割はおられるように見受けられます。残る八十人の方でありますが、大体その半分見当が全く適格と申しますか、びつたりと当てはまつて、而もその計画の適切さと申しますか、しつかりした計画をお持ちになつておつて、而もどんなこととがあつてもそれをやり遂げて見せるという技術なり或いは過去の御経験なり、或いは御抱負なり手腕なりを持つておられるその方が大体においてその半分といふことに見受けられます。で、百人のお申込みがありますと、私共の方といたしましては、何とかしてこれを貸出しをして、而もそのお貸出しをした結果が経済の復興に非常に役立つであらうという確信を持つこと

ができますのが四割、こゝういふことになるわけでありまして、ただ現状におきましては、先程も飯田課長から申されましたように、年間約百億の申込みがありますから、それで以て推定されますので、さういふと見ると、大体四十億という資金が要るのであります。が、現状では大体まだ半分見当の資金量しか出廻つておられないという現状にある、こゝいうわけでございますが、従つて今までお貸出しを申上げました方は全部適格の方である、その証拠には、今日に至るまで昨年の六月一日から貸出をいたしました、未だ月賦金その他の延滞になつたものは一件もないのであります。これは驚くべき現象だと普通のお方からは言われるのであります。私共からはこれは当然だといふふうな考へております。全部その面に関する限り、事業の方を極めて順調にお運びになつておられるように見受けられるのであります。とにかく回収が百パーセントであるという状況でございます。

○米倉龍也君 非常に適格な者のみにお貸付けになつておられるさういふこととでありまして、金融公庫は大きな社会事業であるのですから、多少どうかと思ふようなものでも、これを何とか金庫として貸した後の指導的な施設が何か考慮を拂つて頂くといふような、貸付後の金庫としての積極的な措置をとるというふうな、さういふことは金庫の業務の上ではできないでありまして、ただ貸してきか／＼と返つて来ますれば、それでよいのだといふような普通の金融機関でなく、もつと借る人の仕事を指導とか、親切に何か手伝つてやるのかといふようなこ

とは金庫の業務ではこれはできないのですか、そういうことについてはどんなお考えをお持ちになつておりますか。

○説明員(橋田光男君) 私共は窓口で御相談を受けまして、それからいろいろお話をいたしまして貸出をするわけでありまして、そのときに何と申しましたか、本当の意味の金融、それを含みましての事業の将来性、どうやればその方がその不況を乗り切つてうまく事業を御成功なさるかということ、單に資金の面のみならず他の面につきましても、ときには差出がましいというふうな誤解を受けることのあるくらいに、実は係員とお客様とが膝を突き合せて御相談をいたしました結果が大体どのくらいの資金で十分できるというところの結論が出たあと、そこでお貸出しおる、而もその後におきましても、手が廻りかねるのでありますけれども、できる限り御面倒を見、御相談に乗つて行く、簡単に申しますと、お客様のお貸出ができた方の大部分が今まで銀行その他の金融のお取引の経験のない方とか、或いは他の金融機関から一応はお断りを頂いたような方が多いのであります、従いまして、そのお客様がお貸出した後におきましても何かという／＼な面において御相談においでになりますので、私たちもできる限りその御相談に乗つております。最近の状況として非常に喜ばしいことが去年の暮あたりから出て参りましたのは、私共の方でお貸出をいたしましたという、それが大きな他の信用の基礎になると見えて、普通の金融機関の方、銀行とか、無盡会

社の方で新たに取引を開いて頂く、そういう傾向がぼつ／＼と見えて参りました。又最近それが多くなつて来ておるようでありまして、こんな点におきましても、例えば他の金融機関からのお客様についてはどうであらうかというふうな御相談を受けることもございまして、そういう場合であります、私共の方でもできる限りお貸しいたしましたお客様の方の御面倒を／＼な面でもできる限り見て行く、そういうつもりであります。ただ残念なのは、いかさま私共の方は今二十の店舗があるわけでありまして、人員にしまして五百七十人、普通の銀行の一行の五分の一から十分の一の人数で仕事をいたしております。而も貸付の件数は今までの、総件数であります、二十一万件を越しております。銀行全体の貸付件数は昨年の三月の調べによりまして七十四万、八十一万件かと聞いております。それに比較いたしました二十一万件というものを扱つておるわけでありまして、そういうような関係で人手の絶体的な関係からい／＼な意味で辛いところに手が届かないという場合もできるのであります。私共といたしましては、できる限りあらゆる御相談に乗つて行くというやり方をいたしております。

○理事(黒田英雄君) 本案につきましては、只今のところ御質問はもうございませうですか。

それでは、これはこの程度にいたします。

○理事(黒田英雄君) 大蔵大臣はもう間もなく見えるやうでありますから、暫らくお待ちを願います。その間、公

認会計士法の一部を改正する法律案の御質問はもうありませんか。大体御質問は済んでおると思われませんが、それでは証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、御審議を願います。

御質問の続行をお願いいたします。

○木村福八郎君 この証券取引法の一部を改正する法律案のこの提案理由の趣旨は、確かに私はよろしいと思うのですが結構なんです、特にこの際大蔵大臣にお伺いしたいと思つて、これは、如何にこの法律を改正して取引の公正の確保、及び投資者保護をやろうとしまして、この運用においてこれが適正を期せなければ意味がないと思つて、で、この改正案の提案理由を見ても、有価証券取引の公正と、その流通の円滑を図り、又投資者の保護に一段と厚きを加えるということなどでありまして、この証券取引法が実施されて以来今日までの実際の運用状況を見ますと、決して私はこの証券取引法を制定した趣旨、即ち証券市場は單なる投機市場ではなく、スベキエレーションの市場でなく、インヴェストメントの市場、投資の市場であつて、投資というものを事業金融の一環として、一つの環として育成していくというのが趣旨だと思つて、ところが非常にその趣旨に現状はこれまでに反しておると思つて、そこでその点において大蔵大臣にお伺いしたいと思つて、現在の権利株売買、場外取引、差金決済のやうなことをやつておる。これは証券取引法のどういふ條項に基いて許しておるのかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) これは昔から場外取引と申しますか、取引所に掛

けずにおいて差金決済をやつておる。これは昔から違反として取締られておつたのであります。今でも差金決済においてやるという事は禁止されておるのであります。それはやつていないと思つて、場外取引と申しますのは、それは相対で売買することを言つておるのではないかと思つて。

○木村福八郎君 現実にまた上場されない権利株売買、これを今の証券取引所の業務を終つた後で實際やつておるのです。これは類似市場になると思つて、類似市場を許さないとすれば違反でありますから、禁止しなければならぬと思つて。

○政府委員(湯地謙爾郎君) この問題は実はこの前にもお答えいたしましたのであります、が、いわゆる非上場の権利株については証券業者が差金決済をするというやうなことになりますれば、これは当然証券取引法違反ということを取締るのであります、現在やつておりますのは、これは差金決済をいたしてはおらないのであります。ただ証券業協会が取引所外でやつておる、こういう取引を自由に放置いたしておきますと、場合によつては客に迷惑を掛けるということもあり得るので証券業協会においてこの決済等についてその取扱ひをしておるというのが現状であります、これは類似市場であるので、はないかという御議論に對しましては、これ又先日お答え申した通り、我々としてはこれは類似市場といふふうには考へておらないのであります。

○木村福八郎君 實際問題として、今株を動しておるのはそういう形の私は類似市場と思つておるのですが、それ

が動しておるのです。大体株の値上りとか、株の値下り、これまでの株の暴落の原因はいろいろあるでしょうけれども、そういう形の取引が非常に株を左右しておる、そうなりますと、健全な投資市場の育成といつても、こういう取引によつてしつ／＼と株が左右されること、依然としてこれは投機市場であるという觀念が抜けなくて、決してこれでは健全な証券業の育成といふことはできないという意味で御質問しておるのであつて、このまま放置して行けば、私は決して今の証券業の健全な育成はできない。これは証券取引法の精神に反すると思つて、このままでは今の証券取引法に違反してはいないという考えで、けれども、それは違反してはいないから現状のままでよいと、そういうふうにお考えかどうか、大蔵大臣にお伺いしたいのです。

○國務大臣(池田勇人君) 取引所類似の行為をやつて、而もそれがお話の通り証券の流通その他につきまして弊害を促すというやうなことがございまして、これは十分取締らなければならぬと思つてあります。現状につきましては、今湯地政府委員より答弁した通りであります。我々は常に關心を持つ監視はいたしておるのであります。

○木村福八郎君 その点大蔵大臣に要望したいのですが、只今事務局長がお話になりましたけれども、我々はそう解してない。もう少し大蔵大臣は實情をお調になつて頂きたい、と思つておつて、それは友人から見ますと、これは弊害があると言われておる。ですからこの委員会における場当りの答弁でなく、實際に大蔵大臣が

お調になつて、それでこれは弊害があるという場合には、やはりこれに對して手を打たれることを要望いたします。

それから第二にお伺いしたいのは、証券取引法の第三十四條に、証券業者が資金を借る場合、営業用純資本の二十倍までいいことになつておるが、こういう規定を設けたのはやはり投資者保護の立場から設けられたと思ひます。實際において今の四大証券、その他の証券業者の實際を見ますと、これに違反しておるあれが、濃厚なのです。違反しておるとは断定いたしません、濃厚なのです。そこで大蔵大臣は實際をお調になつておるか。この提案理由を伺ひまして、この二十倍というのは大き過ぎる。今後二十倍をもう少し縮めると政府委員のお話があつたのですが、投資者保護の上から言つて、今のような實際が、段々はつきり分ると、これはやはり証券業者に對する信頼を欠くと思ひますから、これは實際をお調になつて、そして今回のような株式の非常に異変があつた際には投資者にそういう危懼を起させないように、若し非常に違反をする場合には検査をされて、そして適當な措置を講ぜられるのが當然と思ひますが、この点についてお調になり、若し違反しておる場合にはこれに對して何らかの措置をお取りになるお考えがあるかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) この三十四條の規定は、お話の通り投資者保護のため証券業者の資産の確立を期さなければいかんという趣旨から出ておると思うのであります。従ひまして、今のような現状においてどうするかという

お話でございますが、私はやはりこの規定によりまして、証券業者の資産の内容につきまして常に注意しておるものであります。只今のところ証券業者の内容が悪いとは私考えておりません。

○木村福八郎君 そういう御答弁ですと、我々も違つた見解を持つています。實際それでは悪いとお考えになつていないなら、検査されたかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は検査はいたしません。資産内容の報告をとおひります。

○木村福八郎君 あの報告は果してよく検査されておる報告だけじゃないんです。いつも報告を得た後に検査するかしらないか。これは又別の問題だと思ひます。報告通り何でも正しいと思つたらこれは間違ひと思ひます。これは税の問題もそうですが、いわゆる申告だけしたらそれでよいというわけには行かないので、實際がどうであるかどうか、私はここで極言はしないのですけれども、大蔵大臣がはつきりと健全なのだとこういふふうな言い切られると、私としてはちよつと承服したいのです。それならばもつと實際、数字に基いてそうではないではないかというふうな確証を挙げて質疑をしなければならなくなるのですが、その点についてやはり相當投資者保護の立場からもつと報告も嚴重にこれを検査して見て、若しこれに對してそれが不適當であるという場合にはやはり適正な何か措置をとられる。こういうことになれば承服できるのですが、全然そういふことがないというふうな資料を出して御質問したいと思ひるので

すが、その点については……

○國務大臣(池田勇人君) 証券事務局を設けまして、これが監督にあたらせおるのであります。従ひましていろいろなこと聞き及んだり、或いは又經營の状況を見まして、検査をする必要のあるものは検査をいたしておるのであります。今私の報告を取つておると申し上げましたのは主として四大証券であります。四大証券につきましては随時事務局を通じて報告を取つておるわけ、手の空き次第に又いろいろ市場の状況なんかを考えなければならませんが、検査して投資者に安心を與えるような方向はやはりとつて行かなければならぬと思ひますが、今四大証券につきましては、まだ検査をいたしておりません。

○木村福八郎君 そうしますと、先程大蔵大臣は、一番重要なのは四大証券であります、それについては報告を取つておるからこの三十四條に違反してない、健全であるというふうなお話でありましたが、それは違ふと思ひます。検査されてないのにただ報告だけで健全であると言われるのは私は間違ひではないかと思ひます。なぜかう申上げるかと言つて、御承知の通り株が非常に暴落したのですから、その間において非常な不安変化が起つておるのです。ですから嚴重に検査してちよつとでも違反していれば何でも取締るというのではなくて、いわゆる投資者保護の立場からそうでない方向に、いわゆる投資市場育成という立場においてこういう際にはただ傍觀しては行かぬ。素人が見ても相當問題があると思ひます。例えば証券業者がお客さんから預かつて運用し

た金というものは相當なものと思ひます。八十億とか言われておりますが、それを運用して株がこういう暴落をして、相當な問題があると思ひます。整理の問題も起つて来ると思ひます。その中で証券業、殊に四大証券あたりがその經營の内容が悪い、こういうことになる、健全な証券による事業金融というものの円滑な調達が困難になる。そういう意味で言つておるのではありません、大蔵大臣は今後四大証券についても検査される御意思があるかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 適當の機会にはやはり検査は必要だと思ひます。銀行におきましては五大銀行を検査いたしますと同様に、特に証券業者につきましても検査して行きたいと思ひます。

○木村福八郎君 これは今後の証券市場を健全に育成するためには至急検査されて、そういういろいろ誤解とか或いは疑惑というものをまじめな投資者に抱かせないようにすべきだと思ひます。

それから御伺ひたいのは、この証券取引法を制定した精神がですね、大体まあアメリカの法律によつたのでありますから、アメリカ通りに直ぐさせては無理なところがあると思ひます。そのうち、長期の事業金融は株式です、ね、そうして証券業者を通じて調達させるように、それから短期の資金はマシヤル・バンクに調達させる、大きな狙いは大体そういうところにあると思ひます。ところが最近ではそれと逆の方向に行つておるように思われるのです。例えば今度銀行を増資させまし

て、それでそれを見返資金を持つ、こういうような問題も起つて来ます。それは銀行が長期金融の方に進出して行くような感じを與えますし、それから銀行の債券発行ですか、大体にあれば何か長期金融に移行するような感じを與えるのです。普通銀行に債券発行を認めるということですね。そうしますと、短期金融と長期金融との金融機關としての分野が何だか明確を欠いて来る。殊に証券取引法を制定した趣旨としての株式投資による長期金融はいわゆる証券取引法に基いてエクステンシブ・マーケットを通じてやるという趣旨に反して来ると思ひます。或いは又最近銀行に株を持たせる、買わせる問題ですね。これは先程の問題と多少意味が違つて来るかもしれませんが、どうも最近の政府の金融政策はどつちの方向を向いて行くのか、証券取引法を制定した趣旨と反對の方向に行つていふやうなものですけれども、これはどういふやうな大蔵大臣としてはお考えになつておるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 日本の金融、殊に証券投資の問題は、理想的に申しますと、銀行はマシヤル・バンクですか、会社は増資によつて株式をやつて行くというのが初めから計画しておつたことであるのであります。又それが私はいふことだと考へております。併し最近の状況を見ますと、なか／＼この實際面におきまして長期資金は全部株式によるということが困難な状況は免れないのです。従ひまして私としては初めの基本方針は推進して参りますが、やはり過渡的に増資よりも長期資金を借りたいという方面もあるのです。そういう方面

につきましては長期資金を供給し得るような銀行をつくらんと申しますか、銀行をそういうふうな方面へ向つて生かすのも一つの方法ではないか、だから長期資金は増資によることを原則といたしますが、長期金融機関というものがあつていいのではないかと考へるのに、只今まだ法案を出す運びになつておりませんが、興銀とか勧銀とか或いは農林中金、商工中金に実施をいたしまして、長期債券を発行して銀行は、自分としてはコーポレート・バンクで行くべきですが、自分の会社の株を持つていうことよりも他の銀行債を引受けて行つた方がいいという銀行もありましょうから、そういう金を特殊の銀行に銀行債券を発行せしめて長期資金を集めさせる、そうしてそれを増資の補助といたしまして運用して行こうという考えであるのであります。

○木村福八郎君 そうしますと、現在は過渡的な便宜的な方法としてそういうことを感じているのであつて、やはり根本的な考えはこの証券取引法の六十五條の精神、証券業務と金融業務と分離の方法ですね。そういうやり方に向いて政策を考へておられると解してよろしいか。これを法律案として金融業法というものを作られているというのを聞いていますのですが、これは金融業法においてもそういうことを明確にするような御意思があるのかどうか。金融業法は今回の国会には出されるのかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) この六十五條に規定しておりますように、純然たる設備資金、長期資金というものは、やはり増資によつてやつて行こうとする

ことは前のお考と交りありませんが、ただ今の増資で長期資金を賄うというところにつきましても、日本では例のアンダー・ライター、引受業者の発達がまだ十分でないのです。引受業者か或いは証券売買業者か、その間がはつきりしておりませんので、私は将来の長期資金調達機関といたしまして引受業者の発達を促したい、育成したい。こういう強い希望を持つておるのであります。

次に御質問の金融業法の改正、こういうお話でございますが、金融業法の内容をよく知つておられますが、私は今の長期資金を調達する意味におきまして、普通銀行に増資をしまして、債券の発行を認める法案を出すことを今考へておるわけです。

○木村福八郎君 預金部資金を市中銀行に預け替へてこれを貸出させる、これは設備資金だと思ふのですけれども、これはやはり長期資金でですね、これなどが六十五條の精神に私は反するものじやないかと思ふのですけれども、これはどういふふうにお考へですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は先般やりました普通銀行或いは無盡等々の百億円の融資は、これは一時的の問題でありまして、将来預金部資金というものは原則としては地方債の引受けであります。余ができた場合には、銀行債の引受けを考へておる次第であります。

○木村福八郎君 次にお伺いしたい点はですね、この預金部資金の運用の問題ですが、これは大蔵大臣がお見えになつたついでにお伺いして置きたいのですが、只今御答弁がありました

通り、原則としてこれは地方債を引受ける。これはその筋の方の預金部資金並に簡易生命保険及び郵便年金関係資金運用計画に関する連合最高司令部指令ですか、これにあるのです。ところで預金部資金の運用方針というものはですね、現在はこれの拠りどころはこれによつておるわけですが、最高司令部指令によつておるのであります。前の預金部預金法ですか、これに基づいて預金部資金運用規則というのがあります。これに基づいておやりになつておるのか、その点はどういふふうなのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 両方によつてやつております。向うからの話合いが付きましても、前の預金部の運用規則にありませんときは、運用規則を改正いたしまして、そうして両方マツチするような措置をとつております。

○木村福八郎君 最近ですね、地方債が相当逼迫して、府県から起債の要求も相当にあると思ふのです。預金部資金を一応原則としてこの最高司令部指令に、中央政府及び地方政府と一切の起債及び短期債を消化するため可能なる限り割当てらるべし、預金部又は貯金、保険局の余裕金はそういうふう

に割当らるべし、とこういうふうにしてあります。先ずこれが優先的になるというふうになつておるのであります。それを十分に考へた上で、あと余裕金をどこに投資しようかと考へますか、大蔵大臣はこの点を十分考へになつたかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 預金部資金は私はやはり地方債に先ず生かすように考へまして、そういうふうにいたし

ておるのであります。で御承知の通り去年は、昭和二十四年度は当初二百三十億円の運用計画であつたのであります。それを後から災害その他の関係で七十億円増加いたしました三百億円にいたしました。それからこれは地方債の引受でないでございまして、預金部に余裕金があるでございまして、それで地方公共団体の短期貸付も実は昨年度百億ばかりやつて、それでも尚余裕がありますので、実は食糧関係五公団の方に百数十億円を出して、先ず地方債の引受けというのを先にやつて、余裕金があつた場合に公団の引受け、こういうことで行つておるのであります。

昨年年度の年末の金融のことを考へまして、まあ例外的にあつたというふうな銀行の預託というものを預金部の運用資金を改正いたしましてやつたのでございまして。

○木村福八郎君 そうしますと、この預金部資金というものは大体において零細な預金であり、而も地方から集まる預金であつて、大体精神としては成るべく地方に還元するといふような精神と申すのです。ところで二十五年度の運用計画を見ましても二十億ですか、千二十億の運用資金のうち地方公共団体の地方債引受金が四百億、それから金融債国庫買入予定が二百二十億、産業資金四百億とこういうふうになつております。地方公共団体における地方債の発行の要求というものは相当あると思ふのですが、成るべくまあ地方に還元する精神から行くと、大部分が地方債以外の方へ運用されておる、こういう実情なんです。そうしますと、預金部資金運用の精神に私はどうも反するのじやないかと思ふのです。

が、それから銀行や何かに預け替へるとか何とかいうのは預金部運用規則のどこにあるのですか。その規定がそういういい規定が……。

○國務大臣(池田勇人君) 預金部の資金は先ず第一に地方債の引受けに当てる考へは先程申上げた通りであります。何分にも地方の財政の枠がございまして、只今のところ、当初は預金部の地方債を引受けは三百億と予定されておつたのであります。今の状況から申しまして、私は四百億に是非とも殖やして貰いたいという交渉を始めておるのであります。三百七十億くらいでどうかというのを来ておりますが、まだ決定的ではございません。従いまして、特に地方財政の状況を見まして必要な場合におきましては、これは予算を要しないことではありますから、今年度と同様に殖やし得ると思ひます。殖やした場合には預金部の金を使う。余つた金は今度遊ばしておくわけに行きませんから、従つてそれはよその方に使つて行こう、こういうことであるのであります。今の預金部から普通銀行への預託というのは、それはいつの調へになつておりますか。私は昨年末に百億円出しますときに、預金部運用委員会を開いて貰ひまして、決定的改正をしたという記憶があるものであります。その点は別の機会に政府委員から答弁をさせていただきます。

○木村福八郎君 これは大正十四年一月一日のあれですから、相当古いですが、そういう改正された点がありまして、後で政府委員の方からどういふ條項によつておるかお聞きしたいと思ふのです。やはり預金部資金を運

用する場合には、預金部資金運用審査会にかけて、それで運用するわけですね。

○国務大臣(池田勇人君) さようでございませう。

○木村義八郎君 それから預金部資金の運用について、先程問題になつたのですが、国民金融公庫に対してこれを預託できない。それで政府も事務当局もいろいろ折衝したそうですけれども、どうしても許されません。我々から考えますと、どうもその点は合理的でないのです。国民金融公庫はただ政府出資だけでなく、やはり預金部の資金も運用し得るのが当然だと思つてゐます。これに付いては大蔵大臣も今後一努力されるように希望いたします。

この預金部資金が市街地信用組合とか、或いは無盡会社だけでなく国民金融公庫にも運用できるように努力されたいと思つてゐるが、その点……。

○国務大臣(池田勇人君) 御承知の通り国民金融公庫は借入金ができないことになつております。二十四年度当初予算で多分十三億圓だつたか政府が出資したところ、そのうち十億九千万圓が日銀への返済になつておる。こういう状況であるのであります。従つて補正予算で五億圓出して頂くことにいたしましたし、又二十五年度におきましては十二億圓出すことにいたしましたのであります。私はその庶民金融公庫の状況のときから、国民金融公庫に変わらしてからの貸付の状況、それから回収の状況を見まして、相当回収状況はいいのでございませう。それで借入金でやつても何ら差支えないという考えを持つております。できるだけ私は庶民階級の現状から見まして、非常にいい制度

だから、借入金の制度を開くように今後努力したいと考えております。

○木村義八郎君 次にお伺いしたいのは、昨年末市中銀行に百億預金部資金を預け替へたようですが、それは勿論中小金融とか、金詰り対策、或いは証券市場対策ですね。そういう意味から出されたというのを聞いておりますが、あの百億は聞くところによります、市中銀行はあの運用については日銀からの借入金を返済しておるとか、或は又株式の買入についても非常に僅かしかない。そういうので相当批判があると思つてゐます。日本銀行からの借入金の返済のために、政府が預金部資金を預け替へるということに結果としてはなつたのですけれども、これについて大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(池田勇人君) 当初百億圓を出します場合におきまして、相当金額を普通の銀行の預金に比例して出したのであります。一部を無盡、信用組合に出すように計画いたしました。然るところあの預金部の預託が急に減つたものでございませうから、銀行へそれだけ預けまして、銀行は今すぐ急に貸付先を決めるわけにもいかないと、取敢えず日本銀行への返済金に当てたいということ、事実上認められると思つてゐます。当初におきましてその額が幾らであつたかということにつきましては、正確なる数字はございませうが、或る程度の金額は行つたと思つてゐます。併し銀行はそれによりまして、これは長く六ヶ月くらいだと思つてゐますが表面的には一、二ヶ月となつたのですが、銀行としては急に貸付先にはつと出すわけに行きませんから、

一時日本銀行に借入金を返した。というところは私は銀行経営として止むを得ないのじやないか、そういうこともあり得ると思つております。併しその後におきまして貸出しに向つて行つたと思つてゐます。何と言いましてもこれは長期のあれではないのでございませうから、極く短期間というのでやつたのであります。併しその後預金部の状況もいひので、急に回収する必要もございませうので、一般の銀行の貸出状況を見まして、中小企業金融に対してはやはり無盡の方がいいだらう。或いは信用組合の方がいいだらう。こういう考えを持ちまして、あの当初は無盡、信用組合で三億五千万圓くらいであつたのであります。その後これを調整いたしましたとして、この中から十六億五千万圓分今ところ無盡、信用組合の方に預金部から行つておることになるのであります。でそういう状況から考えまして、今度の政府の余裕資金を百五十億出します場合におきましても、そういうことのないように、とにかく早く廻るところへ持つて行つて沢山出そうという方針に改めましてやつておる次第であるのでございませう。

○理事(黒田英雄君) 木村君、まだ沢山あります。

○木村義八郎君 あと二つばかり。

○理事(黒田英雄君) 十五分の約束であつたが板野君があと……。

○板野勝次君 いや、いいです。

○木村義八郎君 どうも黒田君牽制するの……。次に伺いたいのは、私証券取引法を見ておきますと、証券取引法第二百二十五條に、これは要するに、株式投機、株式の相場に影響を與えて、そうして投資者に株式相場の前途につ

いて誤解を起さして、そうして不慮の損失を與えるということをやめようという規定が設けられたと思つてゐるのですが、例えばこの最後の方に「何人も、單獨で又は他人と共同して、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、有価証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有価証券市場に於ける一連の売買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。」

こういう規定であるのです。それで私は大蔵大臣は証券市場の安定のためにいろいろ努力をされてゐるようであつたが、大蔵大臣のいろいろ言動がこういう規定に触れる所がないかどうか。例えば昨年十二月に金融界代表に會つて、そうして証券事情について説明して、そうして余裕金があつたら株を買つて貰いたい、その証券市場の安定のためにそう言われる趣旨は分るのでありますけれども、その大蔵大臣の言動がやはり「有価証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有価証券市場における一連の売買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。」という言動にどうも触れる所があると思つてゐる。どうも、例へば昨年十二月に金融界代表に會つて、そうして証券事情について説明して、そうして余裕金があつたら株を買つて貰いたい、その証券市場の安定のためにそう言われる趣旨は分るのでありますけれども、その大蔵大臣の言動がやはり「有価証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有価証券市場における一連の売買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。」という言動にどうも触れる所があると思つてゐる。どうも、例へば昨年十二月に金融界代表に會つて、そうして証券事情について説明して、そうして余裕金があつたら株を買つて貰いたい、その証券市場の安定のためにそう言われる趣旨は分るのでありますけれども、その大蔵大臣の言動がやはり「有価証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有価証券市場における一連の売買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。」という言動にどうも触れる所があると思つてゐる。

り、発表されたりしてゐると思つてゐるのですが、そういう点について大蔵大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はこの法の全文の全体から申しまして、私が先だつて十二月の五日でございませうか、金融業者並びに証券事務局の方、或いは保険関係の方のお集りを願つて、株式金融対策というところについて話したことは何ら抵触しないと思つてゐます。大蔵大臣といたしまして、例えば中小商工金融とか、或いは証券金融の円滑を図るという意味におきまして、株式担保の融通をもつと積極的にすべしというよう証券市場の、証券界の好転を図るような措置を取ること何れそれに違反してないと思つてゐる次第であります。

○木村義八郎君 大蔵大臣の意図はよく分るのですが、証券取引法の精神は株式相場は常に弱材料、強材料その他によつて左右されるものであつて、それが大蔵大臣の意思は分るのでありますけれども、有価証券市場を安定させたいという意思は分るのでありますけれども、そういうことが例えば強材料に響いたために或る人に不測の損害を與える。又例へば大蔵大臣が証券保有会社を作るといふようなことを新聞に出した。ところがあつたとなつてそれは困難であるといふことになると、それが非常に影響を與えると思つてゐます。そういう意味から、私はこういう百二十五條といふものを設けたと思つてゐます。ですから、政府として証券市場を安定させるというところは趣旨は分るのでありますけれども、併しこの場合の規定がこれは大蔵大臣であると思つてゐないと思つてゐる。この点はこれに

紙触するかしないかは解釈の問題で、或いはデリケートな問題になるかも知れませんが、ややもすると大蔵大臣の新聞に発表されたことも、そういう金融界の人達にこれは株式を買つて呉れ、委託という形になると思ふのです。それはもう総括的にそれが相場にいろ／＼な影響を與えて、不測の損害を投資者に與えるということになるのではないかと、私はそういう点があるのではないかと思ふのですが、その点を大蔵大臣にもう一遍伺ひして置きたいと思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今の証券引受会社を設けるとか、設けんとかいうようなことは実は言つたことではないのです。いろ／＼疑問がありまして、質問を受けますから、自分として今こういう会社を設けることがいいか悪いかということについては、どちらかと言つたら反対だ。併し情勢によつてはそういうことは考えなければならぬまいということを言つてゐるので、余りこの問題について具體的のことを話したことはございせんが、この第二百二十五條の規定は個々の証券につきまして「一連の売買取引又はその委託若しくは受託」ということが、私はこの前金融業者と話したことに當つてゐると思ふておられます。私はここに書いてありますのは、個々の有価証券についての問題だと考えております。

○木村精八郎君 私はこの規定というものには決して個々じゃないと思ふのです。それはあとでよく政府委員からでもいいですが、現在一番最後の「当該有価証券」、「当該」というのは取引所に上場されているという意味です。上

場されている有価証券という意味であつて、「当該」というのは個々の有価証券というふうなものではない。そうでしたらこの最後の規定の意味がないと思ふ。もう前の規定でいいのであつて、この点はもう少し私は慎重に検討されて、善処されたいと思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通りに私はできるだけ低金利に持つて行きたいという考えの下に、昨年の夏並に今年の二月に金利を引下げようとしていたところ、今後に引き上げてもこの方針は変えて行かないつもりであります。従つて今のお話のように、貸出と同時に一定額を貸出契約に含めまして預金さすというところは、これはよくないことである。銀行局長より通牒も出ておりますし、検査のときにおきましてもういろいろ非違は許さないというふうによつて行きたいと考えております。

○板野勝次君 少し遅くなりましたので、大蔵大臣に資金計画の改訂の問題についてもお尋ねしたいと思つておりました。時間関係もありまゝです。で、ただ証券取引法の一部を改正する問題について二、三の質問だけに止めておきたいと思ひます。

先程木村委員の質問に答へられて、証券会社の資産の内容について説明があつたのですけれども、例えば銀行などについては主要な勘定が一般に知られておるわけですが、併し証券業者の内容といふものは、一向にこれは知らせようとしていないのじやないかと思ふのです。そういう点からして、四大証券会社等の資産内容、これがどのような状態であるかという数字は、政府でも摘まれておる筈と思ふのですが、それを公表をして頂きたいと思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) 大蔵省といひましては、先程木村委員にお答へいたしましたように、随次報告を取つ

たり、又適當な機会に検査をいたしてあります。併しこれを大蔵省として発表するといふことは如何なものかと考へて、発表する気持を持つておりません。会社はやはり法基律の規定に基づきに発表することになつておりますので、それで結構じやないかと考へております。

○板野勝次君 その点は、銀行等の場合に主要な点が公表されておるのに、何故されないかという点は、どういふわけなんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 銀行の場合におきましても、大蔵省で資産の内容はこうだということとは発表した例は余りないと思ひます。

○板野勝次君 四大証券会社は大体それで資産内容は健全なわけですか。そうでないわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 大体健全だと私は考へております。

○板野勝次君 それならばお伺ひしたいのですが、株価の値下りで、相当四大証券会社を初め沢山の証券会社の資産の内容は悪くなつていなければならぬ筈だと思ふのです。殊に一般の投資家の大衆が値下りに遭つて大きな損失をしておるときに、証券業者に株や金を預けておる者もあると思ふのです。これを保護するといふことは當然必要だと思ふのですが、大蔵大臣の見解から行くと、資産内容は健全だから、そういう投資家大衆が証券業者に株や金を預けていても馬鹿を見ることはな

い、そういう結論が出るわけでしょう。それとも証券業者に株や金を預けておる者が馬鹿を見て来る。そうすると保護の必要が生じて来ると思ふので

すが、若し保護の必要を生ずるとすれば、そういう保護対策というふうなものをごのようになつておるか、その見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 只今の状態におきましては、証券会社に株や金を預けて馬鹿を見るというふうなことは私はないと思ひます。ただ営業につきましては、我々といひまして常に監督はいたしておる次第であります。

○板野勝次君 それでは法案の五十二條の中「四月から九月まで及び十月から翌年三月まで」を「十月から翌年九月まで」に改める。というふうになされる根拠はどこにあるのか、一つ率直に答へて頂きたいと思ひます。例えば四月から翌年三月までであつてもいい筈だし、常識的にも統一されたいと思ふ。何故十月から九月までというふうになされたのか。この点に對して説明して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 証券会社はその事業の状況に鑑みまして、半年づみでやるよりも一年でやつた方が、利益の計算その他につきまして便利がいからという考へで改正いたしましたのであります。これは何と申しますか、呉服屋なんかにおきましては、一年計算の分が多いようであります。夏物、冬物の関係がありますので、呉服屋なんかでは、大きい会社は別でござい

ますが、そういうようなものが多いのであります。証券などは上り下りのあるものでございまして、やはり一年で見つた方が適當であると思ふ。こ

う考へた下に改正したいと思ふ次第でございます。

○國務大臣(池田勇人君) 証券会社はその事業の状況に鑑みまして、半年づみでやるよりも一年でやつた方が、利益の計算その他につきまして便利がいからという考へで改正いたしましたのであります。これは何と申しますか、呉服屋なんかにおきましては、一年計算の分が多いようであります。夏物、冬物の関係がありますので、呉服屋なんかでは、大きい会社は別でござい

ますが、そういうようなものが多いのであります。証券などは上り下りのあるものでございまして、やはり一年で見つた方が適當であると思ふ。こ

う考へた下に改正したいと思ふ次第でございます。

○國務大臣(池田勇人君) 証券会社はその事業の状況に鑑みまして、半年づみでやるよりも一年でやつた方が、利益の計算その他につきまして便利がいからという考へで改正いたしましたのであります。これは何と申しますか、呉服屋なんかにおきましては、一年計算の分が多いようであります。夏物、冬物の関係がありますので、呉服屋なんかでは、大きい会社は別でござい

ますが、そういうようなものが多いのであります。証券などは上り下りのあるものでございまして、やはり一年で見つた方が適當であると思ふ。こ

○板野勝次君 今の大蔵大臣の答弁ですが、十月から翌年九月までに改めたいでも、例えば四月から、翌年三月までというふうにされたついでにいいわけだと思ふのです。それを株更に十月から翌年九月までにされて来たというものは、当分の株価の暴落その他の状態からして非常に証券業者の内容が悪くなつて来ており、非常に心配の状態にある。そこで十月までに延ばしておいて何とかしよう、こういうふうには我々は疑いの目を以て見るを得ないと思ふ。若し大蔵大臣の言われるように健全な状態にあるのなら、何を苦しんで四月から三月までというふうにせられずに、十月から翌年九月までにされたか、この点です。

○國務大臣(池田勇人君) 一年に延ばす方がよいと考えましたので、この三月で決算するのを九月まで延ばしたのであります。今こゝであなたは半年でやつた方がよいとお考えになるのであります。私は昨年の十月からスタートしたものを一年にするのでありますから、今回はやらなくても、九月末でいいという考えで延ばすことにいたしましたのであります。

○板野勝次君 次に第九十五條の二ですが、「この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない」というふうにありますが、この「権限を制限するもの」と解釈してはならない」という点がちよつと分りにくいのですが……。

○政府委員(湯地護爾郎君) 私からお答えいたします。この百九十五條の二

を作つた趣旨は、現在の証券取引法中の百九十五條という條文に「この法律施行の際現に効力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に抵触する場合においては、この法律の規定が優先する」とあつて、「優先する」という條項があるわけなんです。又一面私的独占禁止関係の法律の中にもこの法律が優先するのだと書いておつて、どちらが優先するのだからつきりしない点があります関係上、ここにわざ／＼百九十五條の二を入れて、私的独占禁止の法律の方が優先するのだと、こういうことにいたしましたわけでありまして、○理事(黒田英雄君) 大体これは前に質問が出ておるのですから、どうぞそのおつもりで……。

○板野勝次君 それでも私はこの問題は初めてですから、そうすると、これは私的独占禁止法が優先するから、この法律によつては、つまり私的独占禁止法が適用されておるし、結局そういう方面の心配はないというふうに解釈していいわけですか。

○政府委員(湯地護爾郎君) この規定をしておりますのは、飽くまでこの法律を一般的に見た場合に、どちらが優先するかという一般の基準をしたわけでありまして、この証券取引法の中で特別の規定があります場合には、これは一般法と特別規定という意味で、特別の規定が優先する場合があります。併し一般的には私的独占禁止法の関係の法律の方が優先すると、こういう趣旨です。

○板野勝次君 そうしますとですね、事業者団体法は適用されないが、これは併し積極的な規定でないから、結局はもう少し公正取引委員会の権限を制

限するものと解釈してはならないといふうな曖昧な規定でなくして、もつと明確な誰にも分るような日本文にもつと直すわけには行かないのですか。

○政府委員(湯地護爾郎君) まあこの規定は先程も申し上げました通りに、証券取引法と私的独占禁止関係の法律と、お互いにその條項の中に優先するという條文がありまして、一般に見た場合にはどちらが先……、後にできた方が優先するといふことが言えますが、はつきりしないので、一般的に見た場合に私的独占禁止関係の方の法律が優先すると、いわゆるそれに基づいてやる公正取引委員会の解釈というものは、証券取引法の一般規定によつては左右されない、こういう意味を現わす見地において、こういう……。

○板野勝次君 それでは、もう少しはつきり明確にするわけには……、こういう何か誤解みたいにお受け取りな書き方ではなくして、明確に規定したらどうなですか。その点なんです。殊更にこういうふうな曖昧なことではなしに。

○理事(黒田英雄君) 板野君、大蔵大臣にまだ何か御質問ありませんか。実は政府委員とですね、そういう点はたびたび質問が出来たのです。

○板野勝次君 それでは預金部資金の問題についてもうちよつと聞きたいのですが、これは先程木村委員にも地方債の問題と、地方公共団体の貸付けの問題についてお答弁があつたと思うのですが、主としてそういうものはどういう事業に、どういふ内容のものに地方債が許可され、それから公共団体え

容に出されようとしておりますか。それをちよつと聞かして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 従来は災害の復旧、その他について出ておると考へております。主として公共事業的な事業と考へております。

○板野勝次君 今度の場合もそれでは公共事業の内容としては災害復旧ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 今度は災害復旧につきましては、大体原則として全額國庫負担となつておりますから、内容は幾分變つて来ると思うのであります。又少額の金額を……三百億くらいに始め組んでおつたやうでありましたが、段々殖えて参りましたので、内容も變えて来んらんとお思います。併し只今どういふ方面の変わりかといふことははつきり記憶いたしておりません。

○木村福八郎君 この際ですね、大蔵大臣にお伺ひして置きたいのですが、証券市場の育成とか、投資者の保護の建前から一つ問題があるのですが、証券取引法四十七條なんです。それはですね、媒介の問題なんです。あれを立てる場合に証券業者がお客さんから仮りに注文があつた、その場合に場において媒介を立てる場合に、お客さんの買いを場に出して、そうして売りがですね、証券業者が自分の売りを立てると、こういうことは四十七條違反だと思ひます。ところが實際においてはこのままの習慣かどうか知りませんが、行われておるのです。これは証券取引法で健全な証券市場の育成の見地から、四十七條というものを設けてそういうことをさせないようにしている

と思ひます。ところが今まで習慣上それをやつてゐるやうなんです。これはやはり四十七條に違反するのであつて、この点については今後それは取締つて行くべきものじゃないか、こういうふうな考えられるのですが、この点についての……。

○國務大臣(池田勇人君) これは昔からこういう規定がございまして、例のいわゆる呑み行為の禁止というのでございまして、我々としては禁止して行かなきゃならんと思ひます。前は取引税の関係の点からもうかういふ問題があつたのであります。今日はそれはなかりました。が、やはり証券の取引の實際を荒すという意味におきまして、呑み行為は禁止して行かなきゃならん、これはもう勵行したいと思ひております。

○板野勝次君 もう一つくどういふのですが、証券業者の資産内容について健全だと言われたし、一般的に保護政策を取る必要はないやうな工合に聞き取れたわけでありまして、一応それを了承したいと思ひます。一応それを了承し将来資産内容が、今不健全であるのに大蔵大臣が健全であると言われたが、そうした場合に、不健全な内容が明らかにされた場合にですね、大蔵大臣は我々に嘘をついたといふことになるのですが、そういう場合に責任を取られますか。

○國務大臣(池田勇人君) そういう問題につきましてはお答えできないと思ひます。個々の企業内容でどういふやつたときに、責任を取るとか取らんとかという問題じゃないと思ひます。私は只今のところ今の四大証券と言ひますか、中には沢山の何百という会社がござい

